

# 官報号外 昭和四十四年四月二十三日

## ○第六十一回 参議院会議録第二十号

昭和四十四年四月二十三日(水曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第二十一号  
昭和四十四年四月二十三日  
午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等  
振興法に基づく昭和四十三年度年次報告及び  
昭和四十四年度沿岸漁業等の施策について)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回  
避のための日本国とベルギー王国との間の条  
約の締結について承認を求めるの件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回  
避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連  
合共和国との間の条約の締結について承認を  
求めるの件

第四 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する  
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、皇孫殿下御誕生につき賀賀の意を表する件  
一、日程第一より第五まで  
一、四月十五日の日本海における米機擊墜事件  
についての有田國務大臣の報告

同日衆議院から、同院において修正議決した左の  
法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを  
石炭対策特別委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。よつて議長は即日これを文教委員会に付託し  
た。

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略  
いたします。

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を  
許可した。

大蔵委員 商工委員 同 建設委員 同

米田 正文君 小山邦太郎君 柳田桃太郎君 山本敬三郎君 井川 伊平君 鬼丸 勝之君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

大蔵委員 商工委員 同 建設委員 同

大蔵委員 商工委員 同 文教委員 同

白木義一郎君 野坂 參三君 岩動 道行君 平泉 渉君 河田 賢治君 矢追 秀彦君

河田 賢治君 平泉 渉君 岩動 道行君 野坂 參三君 白木義一郎君

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に  
よる昭和四十三年度第三・四半期における国庫の  
状況の報告を受領した。

同日米国土院議長から議長宛、駐日同國臨時代理  
大使を通じ左の謝辞の伝達があつた。

鬼丸 勝之君 山本敬三郎君 井川 伊平君 小山邦太郎君 柳田桃太郎君 米田 正文君

アイゼンハワー將軍逝去に際し、貴議長より御  
心のこもつた弔電を寄せられたことに對し、上  
院を代表してお礼申しあげます。この偉大な指  
導者を失つた我々の悲しみも、日本の国民が共  
に分ち合つてゐることを知ることによつ  
て安らげられます。

去る十九日宮内庁長官から議長宛、皇太子妃殿下  
は、去る十八日午後八時三十六分御出産、内親王  
は御誕生になつた旨の通知があつた。

同日議長は皇居において、天皇皇后両陛下におめ  
にかかり、皇孫殿下御誕生につきお祝いの言葉を  
申し上げ、ついで、皇太子殿下におめにかかり、  
内親王殿下御誕生につきお祝いの言葉を申し上げ

石炭鉱業整備規制臨時措置法の一部を改正する  
法律案

内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを  
石炭鉱業整備規制臨時措置法の一部を改正する法律案を  
付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され  
た。よつて議長は即日これを社会労働委員会に  
付託した。

○議長(山本政弘君外十二名提出)  
著作権法案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

自然公園法の一部を改正する法律案

首都圈及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のた  
めの国の財政上の特別措置に関する法律の一部  
を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員大和与一君提出交通事故の損害賠償  
責任に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に  
よる昭和四十三年度第三・四半期における国庫の  
状況の報告を受領した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

外務委員 大蔵委員 文教委員 農林水産委員  
同 商工委員 同 同 商工委員 同

矢追 秀彦君 河田 賢治君 平泉 渉君 岩動 道行君 野坂 參三君 白木義一郎君

河田 賢治君 平泉 渉君 岩動 道行君 野坂 參三君 白木義一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指  
名した。

外務委員 大蔵委員 文教委員 農林水産委員  
同 商工委員 同

矢追 秀彦君 河田 賢治君 平泉 渉君 岩動 道行君 野坂 參三君 白木義一郎君

同日議長において、左の議案が提出された。よつて議長  
は即日これを文教委員会に付託した。

國立及び公立の学校の教員に対する研修手当の  
支給に関する法律案(鈴木力君外一名発議)  
へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴  
木力君外一名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、去る十五日付をも  
つて自治省稅局長松島五郎君は消防厅長官に任  
命され、また同日付をもつて消防厅長官佐久間彌  
君は退職したので政府委員は自然消滅となつた旨  
の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十二回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し  
た。

自治省税務局長 降矢 敬義君  
消防厅長官 松島 五郎君

昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員  
大蔵委員

同

農林水産委員

同

商工委員

同

建設委員

同

予算委員

同

決算委員

同

外務委員

同

農林水産委員

同

商工委員

同

建設委員

同

予算委員

同

決算委員

同

外務委員

同

農林水産委員

同

外務委員

外務委員会に付託

## 号外(号)

昨日議長において、常任委員の補欠を左通り指名した。

外務委員

同

農林水産委員

同

商工委員

同

建設委員

同

予算委員

同

決算委員

同

外務委員

同

農林水産委員

同

外務委員

同

外務委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

千九百六十八年の国際コーエー協定の締結について承認を求めるの件

国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案  
運輸委員会に付託

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案  
石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名発議)  
べき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

木力君外一名発議)

同日議長から左の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

特定期工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施策について)。

農林大臣から發言を求めております。發言を許します。長谷川農林大臣。

○國務大臣(長谷川四郎君) 「昭和四十三年度漁業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十四年度漁業」について申しあげます。昭和四十二年の漁業生産量は、七百八十五万トントと、これまでの最高を記録いたしましたが、水産

物に対する需要は、国民所得水準の上昇に伴つて増大し、生産の伸びを上回っております。したがいまして、水産物の輸入は、中高級魚介類を中心と引き続き増加をしております。また、水産物の価格は、生産地ではスケソウダラの豊漁の影響もあって前年より5%の上昇にとどりましたが、消費者価格は需要の強い中高級魚介類や多獲性魚類の供給量がまだ不十分なこと等により前年より一・五%上昇いたしました。

次に、漁業経営体数は約二十二万八千で近年の傾向としてはほぼ横ばいであります。しかし、内部では無動力船経営体が減少し、浅海養殖経営体及び動力船経営体が増加をしております。漁業就業者数は、前年より二・四%減って六十万人台を割るとともに、中高年齢層の比率が一そろ高まりつつあります。

沿岸漁家の平均所得は、百十萬円となり、都市勤労者世帯の平均実收入を上回りましたが、一人当たり所得で見れば都市勤労者よりはまだかなり低位にあります。

中小漁業経営では、収益性は全体として見ると、前年よりも好転はしておりますが、漁業の種類や經營規模により格差が見られます。

また、大規模漁業経営では、資源の減少や国際的制約のため、最近一般に収益性が低下いたしております。

なお、わが国の漁業をめぐる内外の諸情勢はきわめてきびしいものがありますが、これに対処して、国民の必要とする動物性たん白食料の安定的供給を確保するために、さらに生産の増強につとめるとともに、あわせて漁業所得の増大をはからなければならぬないと考えております。

以上が第一部の概要であります。

次に、「第二部沿岸漁業等について講じた施策」は、昭和四十二年度を中心といたしまして、おおむね沿岸漁業等振興法第三条に掲げる施策の項目に従つて記述したものであります。

最後に、「昭和四十四年度において沿岸漁業等

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案  
運輸委員会に付託

昭和四十四年四月二十二日 建設委員長 岡 三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

岡 三郎

物に対する需要は、国民所得水準の上昇に伴つて増大し、生産の伸びを上回っております。したがいまして、水産物の輸入は、中高級魚介類を中心と引き続き増加をしております。また、水産物の価格は、生産地ではスケソウダラの豊漁の影響もあって前年より5%の上昇にとどりましたが、消費者価格は需要の強い中高級魚介類や多獲性魚類の供給量がまだ不十分なこと等により前年より一・五%上昇いたしました。

次に、漁業経営体数は約二十二万八千で近年の傾向としてはほぼ横ばいであります。しかし、内部では無動力船経営体が減少し、浅海養殖経営体及び動力船経営体が増加をしております。漁業就業者数は、前年より二・四%減って六十万人台を割るとともに、中高年齢層の比率が一そろ高まりつつあります。

沿岸漁家の平均所得は、百十萬円となり、都市勤労者世帯の平均実收入を上回りましたが、一人当たり所得で見れば都市勤労者よりはまだかなり低位にあります。

中小漁業経営では、収益性は全体として見ると、前年よりも好転はしておりますが、漁業の種類や經營規模により格差が見られます。

また、大規模漁業経営では、資源の減少や国際的制約のため、最近一般に収益性が低下いたしております。

なお、わが国の漁業をめぐる内外の諸情勢はきわめてきびしいものがありますが、これに対処して、国民の必要とする動物性たん白食料の安定的供給を確保するために、さらに生産の増強につとめるとともに、あわせて漁業所得の増大をはからなければならぬないと考えております。

以上が第一部の概要であります。

次に、「第二部沿岸漁業等について講じた施策」は、昭和四十二年度を中心といたしまして、おおむね沿岸漁業等振興法第三条に掲げる施策の項目に従つて記述したものであります。

最後に、「昭和四十四年度において沿岸漁業等

について講じようとする施策」について申し上げます。

ただいま御説明いたしました漁業の動向に対処するため、政府といたしましては、沿岸漁業等振興法の定めるところに従い、昭和四十四年度におきましては、新漁場の開発等、水産資源の維持増大、漁港等漁業の生産基盤の整備、水産物の流通加工の合理化、沿岸漁業及び中小漁業の近代化に重点を置いて諸施策の推進をはかることとしたております。

以上、「昭和四十三年度漁業の動向に関する年次報告」及び「昭和四十四年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」につき、その概要を御説明申し上げた次第であります。(拍手) ○議長(重宗雄三君)　だいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。達田龍彦君。

〔達田龍彦君登壇、拍手〕

○達田龍彦君　私は、日本社会党を代表して、ただいま説明のありましたいわゆる漁業白書等に対して、内閣総理大臣並びに閣僚大臣に若干の質問をいたします。

今日、わが国の漁業の総生産高は、ようやく七百万トン台を維持し、昭和四十二年においては、特にスケソウダラの豊漁により七百八十五万トンと、若干の生産の向上が見られるのであります。が、しかしながら、依然として国民食糧としての水産物への需要はきわめて高く、旺盛な需要に供給が追いつけず、慢性的供給不足となつていています。この慢性的供給不足の原因は、今まで国民食糧の自給向上をはかるための国内生産の拡大策に意欲を示さず、これを軽視し、もっぱら輸入食糧依存にたよつた政府の政策がもたらした結果であり、まさに政策的、構造的な供給不足であると言えるのであります。他面、経済成長のもたらした需要の増大は、消費構造の高度化を伴いながら、著しいものがあり、ために、水産物消費者価格は高騰を続け、輸入もまた激増しております。

る 것입니다。

さらにまた、国際漁業においては、アメリカ、カナダ、ソ連、韓国等の開拓途上國や、東南アジアその他の後進国が進出も目ざましく、その結果、重要資源の国際管理化への方向を明らかにしております。新漁場の開拓も見るべきものがなく、わが国漁業の現状と将来は希望も魅力もない八方ふさがりであり、これは今日の佐藤内閣の内政外交政策の行き詰まりを端的にあらわしているのが今日の日本漁業の姿であると断ぜざるを得ないのであります。

そこで、総理にお尋ねいたしますが、総理は、この日本漁業の現状と将来をいかに認識し、日本の経済社会開発の中でわが国漁業をどう位置づけようとしておられるのか、その決意と具体策をお伺いする次第であります。

さらにまた、このよろず需要、供給の不均衡を是正するための講すべき抜本的振興対策についても、この際明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二は、白書も若干指摘しているのであります。が、申すまでもなく、産業としての漁業の使命は、国民の食生活に必要な動物性たん白質をより多く供給することにあるのであります。

の大資本漁業の経営と生産は、生産費は横ばい

で、その供給度合いは拡大していないにもかかわらず、その収益率は生産率を大きく上回って、ば

く大なる収益をあげているのであります。この収

益率の増大の最大の原因は、大資本漁業者による

資本力によるものをいわせた生産、加工、流通を通じての独占的価格形成によるものであります。沿岸

漁業者や中小漁業者が、流通、加工業者の意のま

まに値段をきめられ、安く買いたたかれている現

状とはまさに對照的であり、ひとり大手一貫業者

のみが独占的価格形成の中での収益をむさぼつ

てあるこの形態こそ、わが国漁業構造上の根本的

にして、しかも排除しなければならない矛盾であります。

本漁業と、沿岸・中小漁業との所得と経営の格差

を拡大している主因であり、同時にまた、特定の

漁価を高騰させている原因であります。この意味

では、今日の大資本漁業経営は、沿岸中小漁業の

都市労働者世帯の平均実収入九十九万円を上回つたとしているのであります。そこには、沿岸漁業の危機意識は全くなく、むしろ、多分に樂觀的余裕さえ見られるのであります。一体そちらであります

でしょうか。

まず、この白書の数字には、漁業外所得や、さらには、漁獲生産の増加による所得の向上ではなくて、不安定な魚価の値上がりによる所得が大部分を占めていることを知らなければなりません。

また、沿岸漁業者は、自己の資本と自己の危険負担で漁業を經營しているのでありますから、極力生活を切り詰めて、漁船の建造とその装備に資本をつき込むのであります。そのため、さらには経営と生活が苦しくなっているのが、漁業者の今日の実態であるのであります。ややもすると、緊急な課題であります。中央卸し売り市場を中心とした地方市場等の流通機構の整備をいかにはかだときたいのであります。

さらに、今日、流通機構の整備は農林水産行政の

取り残され、行き詰まっている漁業の中でも、漁

業構造の中で九割五分を占める沿岸漁業者の経営

と生活はさらにきひしく、貧困と窮乏の中に耐え

ながら生活のために必死で漁業に従事している実

情にあるのであります。まさに破局的、危機的様

相を呈していると言つても決して過言ではないの

であります。

私が、この白書において特に注目をいたしました方針であるのか、農林大臣から御見解と方針を承りたいのであります。

質問の第三は、沿岸漁業振興対策についてであります。今日、漁業は農業とともに、わが国経済の高度発展と成長の中で大きく取り残され、他の産業に比較して経営、生産、所得の各分野においてよいよその格差は拡大し、行き詰まつてしまつてあります。しかも、日本の産業の中で一番

取り残され、行き詰まつてある漁業の中でも、漁

業構造の中で九割五分を占める沿岸漁業者の経営

と生活はさらにきひしく、貧困と窮乏の中に耐え

ながら生活のために必死で漁業に従事している実

情にあるのであります。まさに破局的、危機的様

相を呈していると言つても決して過言ではないの

であります。

私は、この白書において特に注目をいたしました

たのは、この沿岸漁業に従事する人々が、いまど

の程度の所得を保障され、どのような生活をして

いるかという点であります。白書は、これについて

世界の大勢は、沿岸の水産資源の利用について

は、沿岸国が優先を認める方向に向かつております。

いまや、領海十二海里及び十二海里漁業専管水域を設定する国々は六十数カ国の多さに達し、

わが国の領海三海里、公海自由の原則の主張は、

国際的に通らなくなつておらず、いよいよ孤立化し

## (号)外報官

このような傾向に對して、政府は、今まで、國際漁業の問題解決のために、関係国間の話し合ひと実績尊重を基本方針として、交渉を進めてまいりてある実情であります。米国、その他の国々に見られるように、一方的に、国内法により、十二海里専管水域を設定することが慣行となつてまいりてあるのであります。わが国の話し合いと実績尊重も、相手国がなかなか容認しない実情であります。さきのソ連との交渉においても、わが国の原則論はたな上げとなり、実績をとることのみに専念する交渉となつてゐる所以であります。このように、わが国の國際遠洋漁業は、ますますきびしい規制を受けることが容易に想像されるのであります。最近、わが国の沿海にもソ連漁船が、沿岸三海里近くまで、數十隻の船団を組んで接近し、操業を始めたのであります。そのため、日本の沿岸漁業は大きな打撃を受けているのであります。このことは、今までの攻める立場の漁業から、追い払われ、さらに追い込まれた立場の漁業であり、日本の三海里説が、攻める立場の主張としては、國益と権益を守ることになるが、追い込まれた立場での主張としては、國益を守ることができないということを、今までの実績が証明しているのであります。さらに、また、日本の國際漁業は、世界の各國から略奪漁業の汚名を着せられてゐる所以で、強い不信感を持たれてゐるのであります。利益追求のみを目的とし、資源を無視した略奪的漁業による過去の実績を認めさせるために、今日、なおかつ、世界各国から全く相手にされない領海三海里説に固執することは、かえって、わが国の國際的信用を失墜させるばかりでなく、水産先進日本の國益と権益に反する結果となることを認識すべきであります。

そこで、私が質問したいのは、なぜに、実績を尊重し、資源量に基づく、漁業専管水域十二海里をとらないのか。総理の決意を促すとともに、そぞらに、一步進めて、関係国との協調による資

源の國際管理並びに科学的、合理的利用等について、わが国が漁業先進國の立場から、各国に先がけて提唱し、その指導的役割を果たすべきであると考へるが、総理の見解を承りたいのであります。

質問の第五は、漁業就労者が逐年減少し、しかも高齢化し、特に沿岸漁業はその傾向がきわめて顕著であります。今日この減少化と高齢化に見られるように、漁業労働力の他産業や都市への流出が依然として続く限り、日本の漁業は労働力の不足により斜陽化していくことは明らかであります。労働力を集め得る漁業のみが生き残り、労働者を集める力のない漁業は滅びるほかないと見られる今日、漁業における労働力の確保にいかに対処するかは、漁業の今後の成否にかかる最大の、しかも緊急の重要な問題であります。そのための方策として、労働力の省力化や、労働条件の向上、労働環境の整備、福利厚生施設の充実等、総合的対策を講すべきにもかかわらず、その施策はほとんど見るべきものではなく、効果は全くあらわれていないのであります。この深刻な労働力の不足と労働条件に對して、一體いかなる方針と対策を立てておられるのか、農林、労働両大臣からその具体的方針をお聞かせいただきたいのであります。

さらに問題は、労働力を確保するために、省力化や賃金の引き上げ、労働条件の向上、改善をはかり、労働力の定着化に國が積極的に努力することとは当然であるが、省力化を進める力を持たない弱小零細漁業はどうするのか。賃金や労働条件を高めることのできない沿岸漁業の労働力確保については、この際、社会保障制度を含めた意欲的な対策が特に望まれるのであるが、これに対する具體的な方針をお聞かせいただきたいのであります。

次に、漁船及び船舶の海難事故は、近年、船舶の装備の向上から、安全度がかなり増加したにもかかわらず、依然として海難事故の発生が非常

に多いであります。乗り組み員の技術水準の低さ、經營間の過当競争、歩合制賃金制度からくる無理な操業、運航技術の未熟等に基因するものであります。その中で特に運航技術の未熟に基因する事故がかなりの数を占めているのであります。この際、運輸大臣にお尋ねしますが、これら運輸行政に基因する海難事故について、これらの防止策について具体的にその方策をお示しをいた

だきたいであります。

質問の第六は、漁港の整備についてであります。漁業における漁港の果たす役割は、農業における農業基盤整備以上に、漁業の生産性向上と漁業活動に果たす役割は大きいのであります。しかし、今日までの漁港の第一次から第三次までの整備計画の実施状況を見るに、その進捗率及び整備内容からみて、きわめて不備、不徹底であり、不満足そのものであります。日本漁業がかかるに、今日までの漁港整備の第一次から第三次までの整備計画の実施状況を見るに、その進捗率及び整備内容からみて、きわめて不備、不徹底であります。日本漁業が

あります。

○國務大臣(佐藤榮作君登壇、拍手)

達田君が御指摘のところ、水産物の供給は急増する需要に追いつかない状況にあり、國民のたん白質食料を豊富低廉かつ安定的に供給することは、水産行政の中心課題であります。このため政府といたしましては、今後一そろ漁港等の漁業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、水産資源の増殖をはかり、また、未開発漁場の開発を積極的に行ない、國民の水産物需要をできるだけ満たすようつとめてまいります。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

最後に、総理にお尋ねしたいのであります。すでに述べてまいりましたように、今日のわが国の中小漁業あるいは沿岸漁業との格差についての御質問がございましたが、最近では、大漁業におきましても、國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さような傾向もあります。國際的な制約などによりましてむしろ収益性が低下している。さのような状況の中であつて、わが国は、いな世界の漁業に活路を求める夢と希望を与える道があるとするならば、それは、今日なおかつ、未開発の分野が多く、しかも、無限の資源とエネルギーを内包しているであろう海洋開発にあります。

世界の各国

次に、沿岸漁家の所得がやや伸びておるという点はただいま御指摘がございましたけれども、この点は確かに喜ばしいことには違ひありませんが、私どもは、この状況で満足すべきものとは思つておりません。これは達田君も同意見だと思います。特にいままでは、御指摘のとおり、魚価の上昇に依存している面が大きかったのであります。ですが、今後の課題としては、積極的に生産量の拡大のための施策を進めてまいることが肝要と考えます。このため、生産基盤の整備、沿岸漁業構造改善事業等の一そうの推進をはかってまいります。

次に、領海の幅員についてであります。これは関係国が一方的に主張し得るものではなく、その対外的効力は国際法に依存するものであり、政府は、一般国際法上確立した原則によれば三海里を限度とすると考えております。従来、国際条約等によりこの原則が変更されない限り、三海里をこえる領海を主張することは国際法上認められることである、かように考えております。

また、実際上の問題として、領海の問題は、漁業全般に対する影響があるのであります。国际海洋交通、国際航空等への影響もありますので、領海の幅員の変更につきましては、十分慎重に検討する必要があります。すでに政府におきましても、ただいま検討を命じておりますのでございますが、もちろんまだ簡単に結論が出ておらない、こういう実情でございます。

次に、関係各との協調を緊密にして、そちらで資源の国際管理並びに科学的、合理的利用にとることは、御承知のことなりなどと思いますので、私はこの意味で、関係国との連携をさらに緊密にいたしていくつもりでございます。これらが、もう少し詳しくお話を聞かせておきましても、たまに話合いを続けていくつもりであります。さらにまた、国際捕鯨条約にも加入しておられます。これらとの関係をおきまして、関係各國でさらにつれて、開拓する水産需要に対処するた

めには、海洋生物資源の開発利用と積極的に取組む必要がありますことは御指摘のとおりであります。

そのため沿岸漁業におきましては、水産動植物

の増養殖対策の推進に努力するとともに、遠洋

漁業におきましては、新漁場の開拓につとめてま

ります。これらはいわゆる海洋開拓、その部門

だと、かように考えておりますので、積極的にお

説のように取り組みたい、かように考えてお

ります。(拍手)

【国務大臣長谷川四郎君登壇、拍手】

○国務大臣(長谷川四郎君) お話をございましたように、漁業の就業構造は、高齢化を伴なながら就業者の減少が進んでおります。特に若年労働力の不足が強まっています。このような漁業就業

動向に対応するためには、漁業を青少年層にどう進化させる産業として進めなければならない、こういうような考え方の上に立ちまして、漁業振興を考えています。

第四次漁港の整備計画につきましては、四十四年度以降五カ年内に、整備計画に基づく漁港修築事業のほか、漁港の改修、局部改良事業、これらのための各般の施策を今後さらに充実をしていく考えでございます。

このための各般の施策を今後さらに充実をしていくためには、漁業を青少年層にどう進化させねばならない、こういうような考え方の上に立ちまして、漁業振興を合わせまして総事業費二千三百億を予定しておきます。その事業規模は、第三次事業計画に比べると大幅に前進しております。この計画を完遂するためには、今後一段と必要な予算の確保に努力をいたしまして、それを完成する考え方でございます。(拍手)

【国務大臣原健三郎君登壇、拍手】

○国務大臣(原健三郎君) 達田さんにお答え申し上げます。御承知のごとく、漁業は天候等自然条件に左右されることが多い、また、労働慣行など非常に特殊性があることは御承知のことおりであります。それで基本的には、さいせん總理からお話をございましたように、農業の近代化を促進していくことがもちろん大事でございます。それ

で、そういう観点に立って農林省とも協力して、明日の漁業をになう後継者の養成、確保などをはかります。その事業計画は、第三次事業計画に比べると大幅に前進しております。この計画を完遂するためには、今後一段と必要な予算の確保に努力をいたしまして、それを完

成する考え方でございます。その事業規模は、第三次事業計画に基づく漁港修築事業のほか、漁港の改修、局部改良事業、これらのための各般の施策を今後さらに充実

化をはかつて海難防止をいたします。(拍手)

【国務大臣福田赳氏登壇、拍手】

○国務大臣(福田赳氏君) お答えいたします。新しい漁業整備計画を完全に実施するかというお話をあります。さようによいたしたい。何とぞ御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

【国務大臣原健三郎君登壇、拍手】

○議長(董宗雄三君) 中尾辰義君。

【中尾辰義君登壇、拍手】

○中尾辰義君 私は公明党を代表いたしまして、ただいま報告のありました「昭和四十三年度漁業の動向に関する年次報告」並びに昭和四十四年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」に対し、総理並びに関係各大臣に若干の質問をいたします。

かつて労働力の不足を補いたいと思っておりま

す。

さらに、労働省といたしましては、運輸省、水産庁等関係行政機関とも連絡をとりながら、労働

災害の防止に全力をあげたいと思っております。

さらに、賃金等の労働条件の改善等につきまし

ても総合的施策を行ない、行政指導につとめてま

いる所存でございます。(拍手)

【国務大臣原田憲君登壇、拍手】

○国務大臣(原田憲君) 游船の海難防止の具体策についてお尋ねでございます。

政府は、海上交通の環境整備につとめまして、

海難防止につとめておりますが、特に漁船に対し

ましては、その遠距離または全損海難の多発にか

んがみまして、SOS発信機及び膨張式救命いか

だの使用並びに集団操業を奨励するとともに、巡

視船を海難多発海域に重点的に配備し、前進哨戒を実施し、気象警報の周知及び現場の直接指導を行なない、一たん海難が発生した場合の迅速確実な救助を期しております。また、海上保安庁の船

等、多くの問題をかかえておるのであります。こうした中に、その需要は今後ますます増大していくものと予想されておりますが、漁業生産を取り巻く諸情勢にはきびしいものがあり、需要に見合

う供給を続けていくことはきわめて困難な見通しであります。こうした需給ギャップの解消は、漁

業生産の振興によってのみ可能であり、政府はこのために財政負担を惜しまず、強力なる抜本対策を急ぐべきであります。

私はこのよしな観点に立ちまして、まず第一番目にお尋ねいたしたいのは、国際漁業並びに漁業地帯への工場進出のため、公害発生による沿岸漁場の悪化、あるいは労働力の不足、資源の減少等、多くの問題をかかえておるのであります。こうした中で、その需要は今後ますます増大していくものと予想されておりますが、漁業生産を取り巻く諸情勢にはきびしいものがあり、需要に見合

う供給を続けていくことはきわめて困難な見通しであります。こうした需給ギャップの解消は、漁業生産の振興によってのみ可能であり、政府はこのために財政負担を惜しまず、強力なる抜本対策を急ぐべきであります。

私はこのよしな観点に立ちまして、まず第一番目にお尋ねいたしたいのは、国際漁業並びに漁業地帯への工場進出のため、公害発生による沿岸漁場の悪化、あるいは労働力の不足、資源の減少等、多くの伸びを示したとはいえ、水産物の需要は、引き続き高級魚介類を中心として生産量を上回る増大傾向を示し、輸入の急増にもかかわらず、产地、消費地とともに魚価の大幅な上昇を示しておる

のであります。

一方、漁業経営は、国際漁場規制の強化、臨海地帯への工場進出のため、公害発生による沿岸漁場の悪化、あるいは労働力の不足、資源の減少等、多くの問題をかかえておるのであります。こ

とであります。四十二年度におけるわが国の漁業生産量は七百八十五万トン、前年度に比較して若干の伸びを示したとはいえ、水産物の需要は、引

き続き高級魚介類を中心として生産量を上回る増大傾向を示し、輸入の急増にもかかわらず、产地、消費地とともに魚価の大幅な上昇を示しておる

を、どのようにして立て直すつもりか、そのための外交交渉、国内体制はいかにあるべきか、所信をお伺いしたい。

また、わが国の近海には、近年、強力な外国船団が進出して、零細な沿岸沖合の漁民に大きな脅威を与えていますが、いつまでも領海三海里、公海自由の原則に固執することは、世界の大勢に逆行するものであります。わが国も漁業専管水域の設定に踏み切るべきときが来るのではないかと思います。ただいまも総理からの御答弁がありまして、慎重に検討することとござりますが、農林大臣並びに外務大臣の所見をお伺いいたします。

第二に、漁業資源の増養殖と、海洋開発の問題であります。

わが国の漁業生産量が、需要の強い高級魚介類が伸びず、また、漁業経営の物的生産性の伸びも悪いのは、天然の資源を漁獲対象としているために、その制約が大きな原因となつておるのであります。しかるに、近年クルマエビ等の沿岸性高級魚介類のふ化放流技術や、養殖技術が進み、海洋開発技術の一環として脚光を浴びております。今後はこの方向の試験研究を一そく強化するとともに、マグロ等の海洋性の高級魚についても研究を進め、海洋における重要資源の管理技術の開発とあわせて、人工的につくり出した豊富な資源を、経済的に利用する方向に進むべきだと思うのであります。わが党が、今国会に提出した海洋資源開発振興法案に盛られておる海底牧場、海底農場等の考えもまたここにあります。宇宙、原子力と並んでピッグ・サイエンスの一つと言われながら、わが国では著しく立ちおくれている海洋開発をいかに進めていくお考えか、総理の御意見をお伺いしたい。また、その中で、漁業がどのような役割りを果たすことを期待しておられるか、明らかにしていただきたい。また、農林大臣は、増養殖技術の一そくの開発のためにどのような具体策をお持ちになつておるか、お伺いをいたします。

第三に、漁業従事者の社会保障並びに労働力の問題であります。

近年、漁船に乗り組む船員の不足が目立ち、この結果、沿岸漁業では、家族労働力への依存度が増大して、主婦や老人が海上労働に従事しなければならない事態が増大しております。主婦や老人の海上労働は、肉体的に非常な無理を伴い、特に一人乗りの老人漁家は、海上での急病や災害の発生の場合に大きな危険があります。さりとて、後継者や若年労働力を確保するにしても、他産業を上回る労働条件、労働環境が必要であります。この面での漁業の実態は全く見るにたえないほどであります。特に四十二年の漁船の海難は、前年を四・五%上回る千百九十六隻にも達しております。これは白書も指摘しているように、経営問の競争の激化と、おくれた歩合制賃金制度との関係で、無理な操業が行なわれ、乗組み員の過労によるものであります。さらに、労働災害も増加し、職務上の死亡発生率は、〇・三八%と陸上産業をはるかに上回る高い率となつております。一方、漁業者の社会保障制度ははなはだしく立ちおかれ、特に、二十トン未満漁船の被用者は、労災保険以外の被用者保険制度はすべて任意適用とされており、經營者の保険料負担能力や、雇用の季節的な不明確さなどのため、加入者はきわめて少ないのであります。こうした実情が、結局、漁業労働力の不足を来たして、いる原因にもなっていると思われるのですが、現行の船員法を改正して、船員保険の適用範囲を、二十トン未満漁船の乗組み員にも拡大してはどうか。もし現行制度のもとで加入に問題があるならば、実態に即しましては、今後ともますます増大が予想される企業設備近代化資金が、また、農業には農業改良資金が、それぞれ無利子の制度として設けられております。漁業の現状を考えると、漁業にも早急にこのような制度を導入する必要があると思われますが、農林、大蔵両大臣はいかがお考えになりますか、お伺いをいたします。

第五に、流通問題についてであります。近年、水産物の消費地における価格上昇率は、生産地における上昇率を上回っており、その差は拡大の方向にあるよう見受けられます。言うまでもなく、水産物は変質、腐敗しやすく、その流通経費を大きくする要因があることは否定できませんが、より大きな問題は、流通過程そのものに内在すると言わざるを得ません。水産物が野菜とともに、消費者物価上昇の寄与率が最も高いようになりますが、この問題についての農林大臣の所信を明らかにしていただきたいとおもいます。

最後に、米偵察機による今日の日本海における緊迫した空気は、過去のペエブロ事件のことと、わが國漁船に多大の不安を与えております。政府は、漁船の安全操業を確保するために、どのような処置を講じられておるか、総理並びに外務大臣にその対策をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

○國務大臣（佐藤榮作君） 中尾君にお答えいたします。中尾君は、最近行なわれた日ソカニ交渉、また、昨年行なわれました日米タラバガニの交渉等は、外交交渉の失敗だったと、こういう見解を述べましたが、私どもは失敗であったとは見ておりません。カニ漁業につきましては、わが国の公海資源、これを公海の資源と見る考え方と、米ソ両国の大陸だな資源とする考え方と、双方の間に基本的な立場の相違があつたのかかららず、相互の立場を害することなく実績がおおむね確保されたことは、私は、むしろ成功であったと、かように言つてよいものではないかと、かように思つております。そういう意味で、このため日本が遠洋漁業が後退したということを一部でいわれておりますが、さような非難は当たらぬに思つております。そのうえで、このため日本が遠洋漁業の一そくの発展のため努力してまゐつたりであります。

次に、海洋開発について、先ほど私が達田君にもお答えいたしましたが、達田君が首をひねつておられました。どうも漁業だけでお答えしたのが種々の国際的制約を乗り越え、関係国との協力のもとに、既存の権益はできるだけこれを確保し、わが國遠洋漁業の一そくの発展のため努力してまゐつたりであります。

次に、海洋開発について、先ほど私が達田君にもお答えいたしましたが、達田君が首をひねつておられました。どうも漁業だけでお答えしたのが不満であつたかと、ただいまの中尾君の御質問を聞いて、これはやはり漁業以外の点も海洋開発でねらつていらつしやる、それについての答弁を要求していらっしゃつたのじやないかと、実は達田君に対して相済まないよう思つております。漁業に関する限り、先ほど申し上げたことで御了解をいただきたいと思います。ただ、最近は、漁業にいたしましても、深度がよほど深まりまして、いわゆる深海漁業、そういうものをだんだん重要視し、そのほうに力が入つておる。この点で、漁業もまた、在來の浅海、浅い海の漁業から、深海漁業に変わつておるといふことを指摘しておきます。さらにまた、一般の海洋開発の問題

第四に、漁業金融についてであります。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

については、御指摘等の問題もございますが、これはまた他の機会に譲らせていただきたいと思ひます。

また、漁業資源と海洋開発についていろいろお話をございました。しかし、これについては先ほど達田君にお答えしたとおりでございますが、いま御指摘になりましたように、水産物に対する需要が今後ますます増大する傾向にありますし、できるだけ需給体制を向上させるために、海洋生物資源の開発利用に積極的に取り組む必要があることは、御指摘のとおりでございます。政府としては、沿岸漁場においては、水産動植物の増殖、増養殖対策の推進、浅海漁場の開発等、いわゆる「つくる漁業」の推進につとめるとともに、遠洋漁場におきましては、深海、新漁場の開発を積極的にはかつてまいります。

次に、日本海における最近の事件から、日本海漁民の安全操業は、わが国にとりましてきわめて重要な関心事であります。政府は、昨年十一月のブエブロ号事件の際にも、米側に対し、米海軍当局が日本漁船の安全操業の確保のため留意すること、これを強く申し入れてまいりましたが、さらに、昨年末には、年間を通じての日本海における各種の漁業の操業状態に関する資料を米側に提示して、米側の配慮を求めた次第でございます。今回の米艦隊の日本海における行動につきましても、日本漁民の安全確保について十分慎重な配慮守ってまいり、漁業の安定操業等を厳しく確保する、そういう考え方で対処したいと、かように思つております。何ぞ御協力のほどをお願いいたします。(拍手)

**(国務大臣長谷川四郎君登壇、拍手)**

○國務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げます。

わが国は、国際法上確立された原則に基づきまして、幅員は三海里まである、距岸三海里であ

る、こういう範囲内を越えて一方的に設定されることは、國際法上有効でないのです。

そこで、このよだんな從来どつてきたわが国の立場との

関連もござりますので、實際上の問題としても、

沿岸漁業のみならず、遠洋漁業を含むわが國漁業全體への波及の問題もございまして、特に、最近

近、わが國の近海には、外國漁船の操業が目立つてきている事実もござります。これらをあわせ考

えてみまして、諸外国の動向をも十分勘案しつつ、これらの問題と真剣に今後取り組まなければ

ならないと考へておる次第でございます。

さらに、海の土地改良といましまよろか、資源の繁殖法、こういふ点を御指摘でございます。ま

さに、いま私たちの考へていることは、海の土地の改良をやらなければならぬ。土地基盤もやらなければならぬ。老朽化してきたところの魚礁とい

うものを、まず、その若さを取り戻すような方法をやる。それらは日本の、すなわちいままで特別な技術を持つてゐる潜水技術等によつて、その若

返り法をなし遂げていい。このよだんな考え方を持ち、さらには、海の放牧といましまよろか、これらもあわせて考へて、そらしてその上に立つた今後の漁獲の拡大をはかつていく。資源保護を推進してまいりたい。このよだんな考へ方

ござります。

漁業の労働力の確保といふ点お話しでござりますが、漁業従事者の社会保障については、二十トン以上の漁船の乗組み員に対しましては、船員法、船員保険法が適用になつております。二十トン未満の漁船

の一部に対しても、船員法、船員保険法の適用抜大が検討されておりまして、この方向には賛成をしておりますし、準備の整い次第、船員法、船員保険法に基づいておることになります。日下、船員中央労働委員会において、二十トン未満の漁船

の一部に対しても、船員法、船員保険法の適用抜大が検討されておりまして、この方向には賛成をしておりますし、準備の整い次第、船員法、船員保険法に基づく昭和四十三年度年次報告及び昭和四十四年度沿岸漁業等の施

保険法の適用による社会保障の充実をはかりたいと望んでおるところでございます。

次に、漁業において、従来から設備の近代化及び經營の合理化を促進するために、長期低利資金貸し付け金利年三分五厘の沿岸漁業構造改善資金、あるいはまた、中小漁業振興特別措置法に基づく年六分五厘の漁船資金を融通するなど、漁業者の金利負担の軽減をはかつておりまし、また、本年度からは、漁協系統資金を活用した年六

分または七分の資金を融通する漁業近代化資金通制度の創設を予定しておるのでございまして、この制度の円滑な運営に努力するとともに、今后とも中小漁業者に対する低利資金の円滑な融通につとめてまいりたいと考えております。

最後に、最近の水産物の生産、流通の情勢にかんがみまして、產地冷蔵施設あるいは加工施設の建設、冷凍魚の流通の促進を進めるとともに、流通のボイントである卸売市場については、消費地の中央卸売市場等は助成によつて、また、民管地の市場は農林漁業金融公庫資金によつて計画的な整備につとめておりますし、特に產地市場についでは、本年度創設を予定しておる漁業近代化資金によつてその整備をさらにはかつてまいりたい、このよだんな考へ方によつておる次第でございます。(拍手)

**[国務大臣愛知揆一君登壇、拍手]**

○國務大臣(愛知揆一君) まず領海の幅員の問題でございますが、この問題は、一方におきましては沿岸國の主権の主張といふものがあり、また一方におきましては、海洋自由の原則といふ大原則があるわけでございます。その間に調整を求めなければならないわけでございます。その間に調整を求めるべきでございませんので、御承知のように、十七世紀以来古い慣行があり、また古い國際条約もござります。同時に、そういうものでございまして、沿岸國が一方的に主張いたしましても、その对外的な効力といふものはございません。これ

で、その効力を持つものであると考えるわけでござります。このことは、ほかの例で申しまして、大陸だなについても同様のことが言えると思

うのであります。ただいま御質疑がございまして、大陸だなに定着する魚類であるという主張をいたしましたが、わがほうはこれを全然認めていないわけでござります。つまり、ソ連の國際法的な主張したカニのソ連との交渉にあたりまして、ソ連は

それから次に、日本海における安全操業の問題は、これも總理から御答弁がございましたが、実は政府としては、從來から非常にこの点に関心を強くいたしておりますので、アメリカ側に対しましてきわめて詳細な説明をし、そしてその安全操業について誤りなきよろず十分な配慮を求めておるわけでございますが、今回のアメリカの艦船

の日本海への航海といふことにつきまして、さつそくあらためて念を入れて、この配慮を十分にいたしますように申し入れをいたしておる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣原田憲君登壇、拍手〕

○國務大臣(原田憲君) 労働力の確保につきましましては、農林大臣から御答弁がありました、追加、補足してお答えいたします。

二十トン未満の漁船船員につきまして船員法及び船員保険法を適用すべきではないかという御意見がございましたが、現在、船員中央労働委員会において審議をいたしております。その結論を得て、漁船船員の労働条件の改善、災害防止、社会保障の充実につとめてまいりたい所存でございまます。

また、海難防止の具体策について御質問がございましたが、海難防止の具体的策につけて御質問がございましたが、これも先ほどの達田さんとお答えが重なるわけで、まことに恐縮でございますが、特に漁船の海難防止に対しましては、その遠距離または全損海難の多発にかんがみまして、SOS発信機及び膨張式の救命いかだの使用並びに集団操業を勧奨することともに、巡視船を海難多発海域に重点的に配置いたしまして、前進戒戒を実施いたしております。また、気象警報の周知及び現場の直接指導を行ない、一たん海難が発生した場合には迅速、確実な救助を期しております。また、海上保安庁の船員、航空機等については、今後一そろその充実、強化をはかつて海難防止につとめてまいります。(拍手)

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申します。

中小企業近代化資金、また農業改良資金、こういう制度を中小漁業者にも適用できないか、こういふお話をございますが、中小漁業者に対しましては、従来とも農林漁業金融公庫を通じまして、長期低利の融資を逐年拡大強化しておるわけですか。しかし、特に四十四年度におきましては、いま農林大臣からお答えがありましたが、漁業近代化

化資金といふ制度を創設をいたしまして、さらに長期低利の融資、この制度を拡大をいたしております。まあこれが農業におきましては農業近代化資金といって非常に活躍をしておる制度でござります。まあこれが農業におきましては農業近代化資金といつて非常に活躍をしておる制度でござります。まあこれが農業におきましては農業近代化資金といつて非常に活躍をしておる制度でござります。まあこれが農業におきましては農業近代化資金といつて非常に活躍をしておる制度でござります。

〔國務大臣原田憲君登壇、拍手〕

二十トン未満の漁船船員につきましては、

船員法及び船員保険法を適用すべきではないかという御意見がございましたが、現在、船員中央労働委員会において審議をいたしております。その結論を得て、漁船船員の労働条件の改善、災害防止、社会

保障の充実につとめてまいりたい所存でございまます。

また、海難防止の具体策について御質問がございましたが、これも先ほどの達田さんとお答えが重なるわけで、まことに恐縮でございますが、特に漁船の海難防止に対しましては、その遠距離または全損海難の多発にかんがみまして、SOS発信機及び膨張式の救命いかだの使用並びに集団操業を勧奨することともに、巡視船を海難多発海域に重点的に配置いたしまして、前進戒戒を実施いたしております。また、気象警報の周知及び現場の直接指導を行ない、一たん海難が発生した場合には迅速、確実な救助を期しております。また、海上保安庁の船員、航空機等については、今後一そろその充実、強化をはかつて海難防止につとめてまいります。(拍手)

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申します。

中小企業近代化資金、また農業改良資金、こういう制度を中小漁業者にも適用できないか、こういふお話をございますが、中小漁業者に対しましては、従来とも農林漁業金融公庫を通じまして、長期低利の融資を逐年拡大強化しておるわけですか。しかし、特に四十四年度におきましては、いま農林大臣からお答えがありましたが、漁業近代化

(vi) (i) から(v) にいう租税の付加税(地方公共團体のための個人所得税の附加税を含む)。(以下「ベルギーの租税」という。)

この条約は、1に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する他の租税で、この条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。

この条約は、海上運送及び航空運送の企業について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

### 第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

日本国政府及びベルギー王国政府は、

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約

所定に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件。

日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件。

日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件。

日本国政府及びベルギー王国政府は、

所得に対する租税に関する二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、

次のことおり協定した。

第一条

日本国政府及びベルギー王国政府は、

所得に対する租税に関する二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、

する。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の居住者であり、かつ、他方の締約国の租税に關し当該一方の租税に關し当該他方の締約国の居住者とされない者をいう。

2 それぞれの国内法に従い双方の締約国の居住者となる者については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの
- 3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品をもつぱら保管すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつぱら保管し、展示し、又は引き渡すため、保管すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつぱら他の企業による加工のため、保有すること。
- (d) 企業のためにもつぱら物品若しくは商品を購入し、又は情報収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e)

企業のためにもつぱら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（5の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）が、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立的地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたといら理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

一方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課すことができる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る

権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

1 の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

5 恒久的施設が企業のためになつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に對しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 ベルギーの居住者が管轄企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、日本における事業税を免除される。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税す

いる配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するよろなものでなければならぬ。

昭和四十四年四月二十三日 参議院会議録第二十号  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王國との間の条約の締結について承認を求める

件外一件

五二六

ことができる。

#### 第十一条

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができないものとする。

2 1の配当に対しては、当該配当を支払つた法

人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において「配当」とは、株式、受益株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国上の株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 2に規定する税率の制限は、一方の締約国に居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国外において当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得からなるときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対する留保所得税を課することができない。

6 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住

者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十五パーセントをこえないものとする。

3 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者は（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基

因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をとえるときは、この条の規定は、その合意するところである。この規定は、その合意するところのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、利子が生じた締約国の法令に従つて租税を課することができる。

#### 第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約から生ずる所得をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者は（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するところの特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をとえるときは、この条の規定は、その合意するところのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、利

なかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をとえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、使用料が生じた締約国の法令に従つて租税を課することができる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しても、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国におい

#### 第十三条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国は、企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 一方の締約国の居住者が1及び2にいう財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

4 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しても、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国におい

て租税を課することができる。

#### 第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する所得に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しても、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国におい

#### 第十五条

一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

#### 第十五条

1 第十六条、第十九条及び第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対し、その勤務が他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対し、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に對し、次のこととを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国

の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。

#### 第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する日当その他の報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

#### 第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、

演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者

としての個人的活動により取得する所得に對し

ては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

2 この条約のいかなる規定にもかかわらず、1の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内において他方の締約国の企業により提供される場合には、その役務の提供により当該企業が取得する利得に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

第十八条

第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者に對し過去の勤務につき支払われる退職年金

その他のこれに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

#### 第十九条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供された役務について、当該一方の締約国の国民に對して、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が支払い、又は

支出しに係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む）に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の締約国又はその地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に關連する役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

第十九条の規定にかかわらず、大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者では、その締約国において租税を課することができます。

#### 第二十二条

もつばら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第十九条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に規定されていないものに對しては、その締約国においてのみ租税を課すことができる。

第二十三条

1 この条約の規定に従つて直接に又は源泉徴収により納付されるベルギーの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国との租税から控除することに關する日本国の方の現行の規定及びこれらの規定についてその後なわるべき改正でその原則に影響を及ぼさないものに従い、日本国との租税から控除するものとし、また、当該所得が、ベルギーの居住者である法人が自己の株式又は資本の二十五パーセント以上を所有する日本国の居住者である法人に支払う配当であるときは、前記の控除にあたり、分配を行なう法人がその利得について納付するベルギーの租税も、また、考慮に入れるものとする。

2 日本国の源泉徴収により日本国におり日本国に従い直接に又は源泉徴収により日本国にて租税を課されており、かつ、ベルギーの法令に従いベルギーにおいて租税を課されるものについては、

もつとも、この(i)の規定の適用は、第二条1(b)(ii)に掲げる租税の免除に關してベルギーの法令がベルギーの居住者でない法人

が支払う配当について同様の制限を課する場合には、日本国居住者である法人が当該日本国

居住者である法人の議決権の二十五パーセント以上を直接又は間接に支配するものに支払う配当に限定される。

(ii) ベルギーの居住者である法人が日本国に

居住者である法人の株式を所有する場合において、(i)の規定に該当しない場合において、

ベルギーの居住者が第十二条2、第十二条2及び6並びに第十二条2及び6に規定する

の規定の適用を受けないものは、ベルギーにおいて、これら双方の法人がベルギーの租税を課することができる。

#### 第二十四条

居住者であつたとすれば認められる免除の限度まで、第二条1(b)(ii)に掲げる租税を免

除される。

同様に、ベルギーの居住者である法人の事業年度の全期間にわたり直接に所有するものは、当該日本国居住者である法人の株式をそ

の法人の事業年度の全期間にわたり直接に所有するものは、当該日本国居住者である法人の株式をそ

ら、日本国において納付された租税を控除するものとする。控除は、日本国の居住者である法人の配当並びに日本国で生じた利子及び使用料で日本国で課税されたものの純額について課される租税から行なうものとする。控除は、ベルギーの現行の法令(イ)の原則に影響を及ぼすことなく行なわれるその後の改正を含むに規定されている外国の租税の一一定の割合とする。

(イ) ベルギーの居住者が(イ)に規定する所得以外の所得でこの条約の規定に従い日本国で租税を課されるものを取得するときは、ベルギーは、その所得について租税を免除するが、当該居住者のその他の所得に対する租税の額の算定にあたり、前記の所得が免除を受けなかつたとすれば適用される税率を適用することができる。

(イ) 法人その他の団体の構成員の所得でベルギーの法令により事業上の利得として課税されるものは、当該構成員が自己の利益のために行なう事業から生ずる利得として取り扱うものとする。

(イ) (イ)の規定にかかわらず、日本国において課税される所得に對しては、日本国においてその所得から控除された欠損金でいずれかの課税年度においてベルギーで課税される所得から控除されたものに相当する額まで、ベルギーの租税を課すことができる。

(イ) この条の規定の適用上、「日本国の居住者」とは、日本国の租税に関し日本国の居住者とされる者をいい、「ベルギーの居住者」とは、ベルギーの租税に関しベルギーの居住者とされる者をいう。

- 第二十四条  
1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件と異なると認めるととき
- 2 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件と異なると認めるととき
- 3 この条の規定の適用上、「日本国の居住者」とは、日本国と同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なると認めるととき
- 4 この条の規定の適用上、「日本国と同様の状況における当該他方の締約国の国民」とは、日本国と同様の状況における当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なると認めるととき
- 5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

### 第二十五条

- 1 いづれの締約国の居住者も、一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない
- 2 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

重い租税又はこれに関連する要件を課されるとはない。

「国民」とは、

日本国については、日本国に國籍を有するすべての個人並びに日本国に國籍を有する個人及び組織されたすべての法人及び個人

格を有しないすべての団体で日本国に國籍を有する個人及び組織されたすべての法人及び個人

関し日本国に國籍を有する個人及び組織された法人として取り扱われるものをいう。

(イ) ベルギーについて、ベルギーの國籍を有するすべての個人及びベルギーにおいて施行するすべての法人、組合その他の団体をいう。

一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として直接又は間接に所有され又は支配されているものと解して認めるべきことを義務づけるものと解してはならない。

4 一方の締約国で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものと解して認めるべきことを義務づけるものと解してはならない。

### 第二十六条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令で、それに基づく課税がこの条約の規定に適合する課税であるものを実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、この条約が適用される租税の賦課及び徵収に關する者(当局を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課すものと解してはならない。
- (ア) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国が課されており又は課されることある租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- (イ) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国又はその行政上の慣習に抵触する行政上の措置を執ること。
- (ロ) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。
- (ハ) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

するような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

### 第二十七条

この条約の規定は、國際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼさるものではない。

### 第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにラッセルで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつてすべての法人、組合その他の団体を有するすべての個人及びベルギーにおいて施行する。

4 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

### 第二十九条

(ア) この条約が効力を生ずる年の1月1日以後に貸記され又は支払われる所得について

源泉徵収されるすべての租税

(イ) この条約が効力を生ずる年の1月1日以後に終了する各課税年度の所得に対するすべての租税(源泉徵収されるものを除く)

(ア) この条約が効力を生ずる年の1月1日以後に貸記され又は支払われる所得について

いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を與えることにより、この条約を終了させる

ことができる。ただし、その通告は、毎年の六月三十日以前に与えなければならず、この場合に

日本国においては、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

ベルギーにおいては、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に貸記され又は支払われる所得について

(b) その通告が行なわれた年の翌年の十二月三十一日以後に終了する各課税年度の所得に対するすべての租税（源泉徴収されるものを除く。）

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

一千九百六十八年三月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
三木武夫

ベルギー王国政府のために  
アルベール・ユッペール

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約に署名するにあつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

第一条の規定に關し、一方の締約国の企業は、他方の締約国における建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事に關連して、十二箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合には、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

第二条の規定に関し、株式資本を有する法人以外のベルギーの法人について「配当」とは、投下資本に係る所得としてその法人の構成員に支払われる給付をいう。

第三条の規定に關し、法人の役員の報酬で当該法人から受領するものについては、これを勤務に關して被用者に支払われる報酬とみなし、「雇用者」とあるのは「法人」として、第十五条の規定を適用する。

第四条の規定のいかなる規定も、ベルギーが次の租税を課することを妨げるものではない。

(a) ベルギーの居住者である法人の資産の分配に際して支払われる金額の全部又は一部についてベルギーの法令に基づいて課される特別賦課金

(b) ベルギーの居住者である法人の株式の買戻しに際してベルギーの法令に基づいて当該法人に対しても課される特別賦課金

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

一千九百六十八年三月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
三木武夫

ベルギー王国政府のために  
アルベール・ユッペール

〔審査報告書は都合により第一二三号末尾に掲載〕

右  
昭和四十四年一月二十五日  
内閣總理大臣 佐藤 栄作

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求める件

1 この条約は、各締約国において課される所得に対する租税で、本条に掲げるもの（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 総合所得又は所得の要素に対するすべての租税（動産又は不動産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(b) (以下「日本国の租税」という。)  
アラブ連合共和国においては、  
(1) 不動産から生ずる所得に対する租税（土地税、建物税及びガーネル税を含む。）  
(2) 商業上及び産業上の利得に対する租税  
(3) 賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税  
(4) 地租、資本所得に対する租税  
(5) 自由職業その他すべての非商業的職業からの利得に対する租税  
(6) 一般所得税  
(7) 防衛税

(c) 「法人」とは、法人格を有する団体又は組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の社団を含む。

(e) 「日本国」又は「アラブ連合共和国」又はアラブ連合共和国の租税をいう。

(f) 「日本国」又は、日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又は日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「アラブ連合共和国の法人」とは、アラブ連合共和国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(h) 「日本国の居住者」とは、法人以外の者で日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又はアラブ連合共和国の居住者である。

(i) 「アラブ連合共和国の居住者」とは、法人以外の者でアラブ連合共和国の租税に關しアラブ連合共和国の居住者でないもの及び日本の法人をいう。

(j) 「一方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求める。

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」又は「アラブ連合共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、それぞれ日本国又はアラブ連合共和国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアラブ連合共和国を指す。

(c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はアラブ連合共和国の租税をいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の社団を含む。

(e) 「日本国」又は「アラブ連合共和国」又はアラブ連合共和国の租税をいう。

(f) 「日本国」又は、日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又は日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「アラブ連合共和国の法人」とは、アラブ連合共和国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(h) 「日本国」又は、日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又は日本国に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(i) 「アラブ連合共和国の居住者」とは、法人以外の者でアラブ連合共和国の租税に關しアラブ連合共和国の居住者でないもの及び日本の法人をいう。

(j) 「一方の締約国」の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者である。

(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国 の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(l) 「権限のある当局」とは、日本国については、大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(m) 「一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合には、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。」

第三条  
1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。  
2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。  
(a) 管理所  
(b) 支店  
(c) 事務所  
(d) 工場  
(e) 作業場  
(f) 倉庫  
(g) 農場又は栽培場  
(h) 鉱山、採石場、油田その他天然資源を採取する場所

3 (i) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、六箇月をこえる期間存続するもの  
「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。  
(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。  
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保管すること。  
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつ

ぱら他の企業による加工のため、保有すること。

(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者（5の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入する場合に限られる場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立的地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたといふ理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

#### 第四条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動

産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1及び3の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

第五条

1 一方の締約国の企業の利得に對しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

#### 第六条

##### 第一条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に對しては、他方の締約国の租税を免除する。

2 アラブ連合共和国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって、日本国における事業税を免除される。

3 1及び2の規定は、海運又は航空運送に従事する一方の締約国の企業がいかなる種類の共同計算に参加している場合についても、同様に適用する。

4 一方の締約国の居住者である法人がこの条にいう利得を取得する場合には、その法人が他方の締約国の居住者でない者に對して支払う配当については、他方の締約国の租税を免除する。

5 千九百六十四年四月二十七日にカイロで交換された公文により構成された航空運送企業に対する課税の相互免除に関する両締約国間の取極

は、この条約が効力を生じたときは、この条約の規定が適用される日から効力を失うものとする。

**第七条**

(1) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

(2) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

2 いすれか一方の締約国の課税当局が入手することができる情報が1の規定の適用上、企業の利得となつたはずである利得を決定するため十分でない場合には、1の規定は、当該一方の締約国の法令に基づいて決定された額に対しても租税を支払う該企業の義務に關して定める当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、このような法令は、当該課税当局が入手することができる情報により可能である限り、1の原則に従つて適用されなければならない。

**第八条**

1 日本国の居住者である法人がアラブ連合共和国の居住者に支払う配当に対しては、日本国において当該配当の金額の十五ペーセントをこえない税率で租税を課すことができる。

2 アラブ連合共和国の居住者である法人が日本国に居住者に支払う配当に対しては、アラブ連合共和国において租税を課すことができる。

ただし、当該配当に対しては、動産資本所得に対する租税、防衛税及び国家安全保障税並びに

は、この附加税のみを課するものとする。個人に支払われる配当については、さらに、総所得に課される一般所得税を二十ペーセントをこえない税率で課することができる。配当が同じ課税年度の課税所得又は課税利得から分配され、かつ、積立金その他の資産から分配されないものである場合には、当該配当は、これを支払う法人の課税所得又は課税利得で産業上及び商業上の利得に対して課される租税の対象となるものから免除されるものとする。

3 (1) 日本国の居住者である法人で、その活動をもっぱら又は主としてアラブ連合共和国国内において行なうものが支払う配当については、アラブ連合共和国において2にいう取扱いを受けるものとする。

4 この3の規定の適用上、法人の活動の九十九パーセント以上がアラブ連合共和国国内にある恒久的施設を通じてアラブ連合共和国国内において行なわれる場合には、その法人の活動は、主としてアラブ連合共和国内において行なわれるものとみなされる。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

6 この条において「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式発起人株式その他利得の分配を受ける類似の権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の大法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 この条において「利子」とは、利得の分配を受ける権利の有無を問わず、公債、債券又は社債(不動産によつて担保される債権を除く)これ

これらは、この附加税のみを課するものとする。

アラブ連合共和国内にある当該恒久的施設が、營業又は事業を行なうにあたつて生じた損失を補償する目的以外の目的で特別準備金として留保された前記の十ペーセントから取りくすしたすべての金額は、アラブ連合共和国内で分配されたものとみなして課税するものとする。

8 一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有する場合には、第五条の規定が適用される。

9 一方の締約国内で生じたものとされる。その他のすべての種類の信用に係る債権が、その他の所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

10 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該一方の締約国において、当該使用料の金額の十五ペーセントをこえない税率で租税を課することができる。

11 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若

しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受けるすべての種類の支払金をいう。

3 この条約の規定にかかわらず、映画フィルムに関する貸貸料及び使用料に対しては、引き続き両締約国の法令に従つて租税を課することができる。

4 この条の規定は、発起人株式が、2にいう権利の対価としてアラブ連合共和国で発行され、かつ、一千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第一条の規定に従つて課税される場合には、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

5 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用者の受領者が、その使用料が生じた他の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第五条の規定が適用される。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

7 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を当該恒久的施設が支払うときは、その使用料は、

当該恒久的施設が存在する締約国で生じたものとされる。

### 第十一條

1 第四条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内を有する恒久的施設において使用する事業用財産の一部をなす動産又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る動産の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体とともに進行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、第六条1にいう種類の動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該動産の譲渡者が居住する締約国においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2にいう財産又は資産以外の財産又は資産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該収益が生じた締約国において租税を課することができる。

### 第十二條

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に關して取得する所得については、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえる期間当該他方の締約国内に滞在する。

(a) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

2 一方の締約国の政府(地方公共団体を含む)によつて行なわれる営業又は事業に因連して提供された役務について支払われる報酬又は退職年金について、第十三条、第十四条及び第六条の規定を適用する。

### 第十八條

(a) 一方の締約国の居住者で、もつばら、他方の締約国内にある大学若しくは学校の学生として、

(b) 事業若しくは技術の修習者として、又は政府若しくは宗教、慈善、学术若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、

当該他方の締約国内に一時的に滞在するものにつ

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

### 第十三条

1 第十四条、第十六条及び第十七条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に因連して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第十六条

第十七条1の規定を留保して、一方の締約国の居住者に對し過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 第十七条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国の政府に提供された役務について個人に對して、当該一方の締約国の政府(地方公共団体を含む)が支払い、又は当該政府が設立した基金若しくは当該政府の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む)については、その個人が他方の締約国の国民でなく、かつ、永住のため当該他方の締約国に入居することを許可された者(当該一方の締約国の国民であるか又は永住のため当該一方の締約国に入居することを許可された者でもあるものを除く)でない限り、当該他方の締約国の租税を免除するものとする。

2 第十七条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国の政府に提供された役務について個人に對して、当該一方の締約国の政府(地方公共団体を含む)が支払い、又は当該政府が設立した基金若しくは当該政府の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む)については、その個人が他方の締約国の国民でなく、かつ、永住のため当該他方の締約国に入居することを許可された者(当該一方の締約国の国民であるか又は永住のため当該一方の締約国に入居することを許可された者でもあるものを除く)でない限り、当該他方の締約国の租税を免除するものとする。

2 第十七条

1 一方の締約国の政府(地方公共団体を含む)によつて行なわれる営業又は事業に因連して提供された役務について支払われる報酬又は退職年金について、第十三条、第十四条及び第六条の規定を適用する。

### 第十九條

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬及びこれに類する支払金に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に前記の期間滞在する場合に、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 第十五条

第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に對しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

いては、生計、教育若しくは訓練のための海外からの送金又は奨学金に対し当該他方の締約国において租税を課さない。当該他方の締約国において提供された役務に対する報酬としての金額についてもこの規定を適用する。ただし、当該役務が教育若しくは訓練に関連し又は生計のために必要であることを条件とする。

#### 第十九条

一方の締約国の居住者で、他方の締約国内の大學生その他の高度の教育又は學術研究のための施設の招請により、二年をこえない期間当該施設においてもつばら教育又は學術研究を行なうため当該他方の締約国を訪れるものについては、その教育又は研究に対する報酬に対し、当該他方の締約国において租税を課さない。

#### 第二十条

アラブ連合共和国内に源泉がある所得について直接に又は源泉徴収により納付されるアラブ連合共和国の租税は、日本国外の国において納付される租税を日本國の租税から控除することに關する日本國の法令の規定に従い、その所得について納付される日本國の租税から控除されるものとする。

(b) アラブ連合共和国の居住者である者が日本國から所得を得てし、当該所得がこの条約の規定に従い日本國において課税することができるものである場合には、(b)の規定を留保して、アラブ連合共和国は、当該所得について租税を免除する。もつとも、この場合において、アラブ連合共和国は、その者の残余の所得に対する租税の計算にあたり、当該所得についてこの免除が行なわれなかつたとすれば適用されたはずである税率を適用することができる。

(b) アラブ連合共和国の居住者である者が日本國から所得を得てし、当該所得が第八条、第九条及び第十条の規定に従い日本國において課税することができるものである場合には、アラブ連合共和国は、その者の所得に対する

租税から日本國において納付される租税の額と等しい額を控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前に算出される租税の額のうち、日本國から取得する所得に對応する部分をこえないものとする。

#### 第二十一条

一方の締約国の国民は、他方の締約国において同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

#### 第二十二条

(a) 一方の締約国の国籍を有するすべての個人

(b) 一方の締約国で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることがない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として自國の居住者に対する認める租税上の人的控除

この規定は、一方の締約国に対し、困難又は疑義を合意して認めることが義務づけるものと解してはならない。

一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課

ることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

この条の規定は、次のこととに影響を及ぼすものと解してはならない。

#### (a) 日本の法人について、分配される利得に対し留保所得よりも低い税率で租税を課する日本國の法令の規定

(b) 千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第十一條1及び2並びに第十一條の二

の規定をアラブ連合共和国において適用すること並びに千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第五條及び第六條の規定によ

りアラブ連合共和国において行なわれる免除この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

#### 第二十三条

一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国によりこの条約の規定に適合しない

課税を受け又は受けに至るに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができ

る。

一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国に對し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国に對し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(c) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国に對し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

一方の締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

両締約国の権限のある当局は、2及び3にい

る合意に達するため直接相互に通信することができる。合意に達するため口頭による意見の交換を行なうことが適当と認められるときは、そのような意見の交換は、両締約国の権限のある当局の代表者により構成される委員会において行なうことができる。

(a) 日本国においては、

批准書の交換が行なわれた年の一月一日以

(b) アラブ連合共和国においては、  
 (1) 批准書の交換が行なわれた日以後に課税される動産資本所得に対する租税並びに賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税

(2) 批准書の交換が行なわれた日以後に終了する各事業年度の商業上及び産業上の利得に対する租税

(3) 批准書の交換が行なわれた年の不動産から生ずる所得に対する租税(土地税、建物税及びガフィール税を含む)、自由職業その他すべての非商業的職業からの利得に対する租税及び一般所得税

(b) の規定は、防衛税、国家安全保障税及び附加税についてもそれぞれ適用する。

(a) 第二十六条  
 いすれの一方の締約国も、この条約の効力発生日から五年の期間を経過した後に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることにより、この条約を終了させることができる。ただし、その通告は、各年の六月三十日以前に与えなければならず、その場合は、この条約は、次のものについて効力を失う。

(b) 日本国においては、  
 その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 アラブ連合共和国においては、  
 その通告が与えられた年の翌年の七月一日以後に課税される動産資本所得に対する租税並びに賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税

(2) その通告が与えられた年の翌年の七月一日以後に終了する各事業年度の商業上及び産業上の利得に対する租税(土地税、建物税及びガフィール税を含む)、自由職業その他すべての非商業的職業からの利得に対する租税及び一般所得税

(b) の規定は、防衛税、国家安全保障税及び附加税についてもそれぞれ適用する。

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十八年九月三日にカイロで、英語により本書二通を作成した。

アラブ連合共和国のために  
 アハメド・エルサイエド・シャーバーン  
 安藤吉光

日本国のために  
 日本国のために  
 著者起立

アラブ連合共和国のために  
 アハメド・エルサイエド・シャーバーン  
 安藤吉光

○議長(重宗雄三君) 日程第四、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
 まず、委員長の報告を求めます。商工委員長八木一郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

第十七条の次に次の二条を加える。

(メリヤス製造業構造改善事業計画の承認等)

第十七条の二 メリヤス製造業商工組合連合会は、その会員たる商工組合の組合員が営むメリヤス製造業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「メリヤス製造業構造改善事業」という。)についてメリヤス製造業構造改善事業計画を作成し、これを通産大臣に提出して、そのメリヤス製造業構造改善事業計画が適切である旨の承認を受けることができる。

第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

第十七条の三 特定染色業團体は、その社員が営む特定染色業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善

特定期間内に提出する法律案  
 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案  
 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案  
 特定織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のよう改正する。  
 目次中「特定織布業」を「特定織布業等」に改め  
 第二条第一項中「及び同表第一号」を、同表第

「号」に、「をいう」を「メリヤス生地又はメリヤス製品を製造する事業(以下「メリヤス製造業」という。)及び同表第三号に掲げる織物の機械染色整理業(以下「特定染色業」という。)に改め、同条第三項中「属するもの」を「属するものをいい、「メリヤス製造業商工組合連合会」とは、商工組合連合会であつてその会員たる商工組合の組合員の資格として定款で定められる事業がメリヤス製造業に属するものをいい、「特定染色業團体」とは、民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、その社員たる資格を有する者が営む事業として定款で定められる事業が特定染色業に属し、かつ、その事業を営む者が任意に加入し又は脱退することができるもの」に改める。

第三章の章名を「特定織布業等の構造改善」に改める。

第十七条の二 メリヤス製造業構造改善事業計画の承認等)

第十七条の二 メリヤス製造業商工組合連合会は、その会員たる商工組合の組合員が営むメリヤス製造業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「メリヤス製造業構造改善事業」という。)についてメリヤス製造業構造改善事業計画を作成し、これを通産大臣に提出して、そのメリヤス製造業構造改善事業計画が適切である旨の承認を受けることができる。

第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

第十七条の三 特定染色業團体は、その社員が営む特定染色業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規

という。について特定染色業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定染色業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第十六条第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに第十七条の規定は、前項の特定染色業構造改善事業計画に準用する。

第十八条第一項中「特定織布業商工組合が承認織布業構造改善事業、メリヤス製造業構造改善事業若しくは特定染色業構造改善事業」を「特定第二項中「特定織布業」の下に「、メリヤス製特定染色業構造改善事業」を加える。

第四十条第一項第四号中「特定織布業構造改善事業」の下に「、メリヤス製造業構造改善事業又は特定染色業構造改善事業」を加える。

第四十二条第一項中「特定織布業商工組合」の下に「メリヤス製造業商工組合連合会又は特定染色業團体」を加える。

第五十九条第一項及び第二項中「又は特定織布業商工組合」と「特定織布業商工組合、メリヤス製造業商工組合連合会又は特定染色業團体」に改める。

附則第二条中「昭和四十七年六月三十日」を「昭和四十九年六月三十日」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、この法律の規定中特定紡績業及び特定織布業に係る部分は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

別表に次の一号を加える。

三 次に掲げる織物（幅が十三センチメートル未満のもの及びタオル生地を除く。）

イ 紹織物  
ロ スフ織物  
ハ 麻織物  
ニ 合成織維織物（合成織維中に毛を含むものと除く。）  
ホ 人紹織物

#### 八 紹織物

##### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【八木一郎君登壇、拍手】

○八木一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行の特定織工業構造改善臨時措置法は、昭和四十二年に制定されており、わが国の織織工業が歐米先進国との巻き返し、発展途上国への追い上げ、国内の労働力不足等、内外のきびしい経済環境の中で、その構造的脆弱性を克服し、国際競争力を強化するために、紡績業及び織布業につきまして構造改善をはかるうとしたものであります。

今回は、この現行法の一部を改正して、織維工業の最終工程を担当いたしております染色整理業と、世界的に急速な成長が期待されますメリヤス製造業の二つを新たに構造改善の対象業種に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、織維業各界の代表より参考意見を開き、染色工場を視察するほか、質疑で、紡績・織布の構造改善の進捗状況、織維産業の将来性、織維の輸出政策、後進国特惠問題、織維機械の開発等の諸問題について熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（重宗雄三君）過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）日程第五、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長丸茂重貞君。

【審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載】

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十四年四月十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 石井光次郎

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律

（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

3 前二項の規定により出資ができることが本件に於ける場合のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を改正する法律（昭和年法律第号）の施行の日における基準外國為替相場で換算した本

邦通貨の金額が一百三十九億三千二百八十万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

##### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【丸茂重貞君登壇、拍手】

○丸茂重貞君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、開発途上国からの資金需要の増大により、国際開発協会の資金事情が年々悪化している実情に鑑み、同協会での増資決議に従い、わが国も新たに邦貨換算二百三十九億三千二百八十万円相当額の追加出資ができるようにしております。

なお、この出資は、本邦通貨にかえて、前回の出資と同様、国債で行なうこととが予定されております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党の戸田委員及び日本共産党の渡辺委員より、本案に対し、それぞれ各党を代表して反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

乗員に対し深い哀悼の意を表するものであります。

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

有田国務大臣から四月十五日の日本海における米機墜事件について発言を求められておりまします。この際、発言を許します。有田国務大臣。

〔國務大臣 有田喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(有田喜一君) 四月十五日日本海上空において米軍偵察機E C 121型機が北朝鮮側に墜落された事件に関し、経緯等の概要を御報告申し上げます。

四月十五日午後三時半ごろ、平壤放送は、北朝鮮人民空軍が、北朝鮮の領空深入侵入した米国偵察機を墜落したと放送いたしました。在京米大使館よりは、米国防省及び国務省の本件発表内容を通報してまいりましたが、その発表は、北朝鮮の木に基地を置く乗員三十一名の四発プロペラ海軍機E C 121の捜索救助活動が行なわれており、同機は同日午後二時ごろから行くえ不明になつてゐることなどを明らかにしたものであります。

米側の捜索は、米機數十機及び米軍艦四隻により、ソ連駆逐艦二隻及び若干の航空機の協力のもとに行なわれた模様であります。乗員二名の遺体のほか、機体の破片、パラシートなどが発見されたのみで、結局捜索救助活動は四月二十日をもつて打ち切られたとのことであります。私は、この機会に、この事件でとうとい生命を失った搭

本事件に関するオズボーン駐日米国臨時代理大使は、四月十六日外務大臣を来訪し、当該米軍機はいかなる時点においても北朝鮮の海岸から四十海里以内には絶対に入つてないことを米国政府として保証する。このことはレーダーその他の確実な根拠に基づくものである旨を申し述べてまいりました。外務大臣は、その際、本件が平和的に解決されることを希望する旨わがほうの見解を米側に伝えたのであります。

米国政府は、事件発生以来、きわめて冷静かつ慎重に本件に対する対処ぶりを検討した模様であります。四月十八日、ニクソン大統領は、記者会見において、本件に関する米国政府の見解及び対策について、当該機はいかなる時点においても北朝鮮の沿岸四十海里以内に立ち入つておらず、このことは米側レーダーによつてわかつております。また、北朝鮮レーダーもこのことをとらえておる。したがつて、これは無警告かつ計画的な攻撃であつたことを強調するとともに、事件発生後中止していた本件偵察行動を護衛つきで再開することを命じた旨発表いたしました。

一方、板門店において四月十八日午前十一時から第二百九回軍事休戦委員会が開催されましたが。この会議において米側は、公海上空にあつて日本漁船の安全につきましては、政府は、かねてから米側に対し、日本漁船の操業状況等を詳細に通報し、その安全に配慮方を要望してきておりましたが、四月二十二日、外務省より、米側に重ねて要望しておいたような次第であります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。龜

嶽は、自衛行為ではなく、計画された侵略行為として起つたものと見られるのであります。

田得治君。

〔龜田得治君登壇、拍手〕  
○龜田得治君 私は、日本社会党を代表して、ただいまの有田國務大臣の報告に関連し、政府の所信を伺いたいと存じます。

昨日の米国国防総省の発表によりますと、米国は、再開された北朝鮮近海の偵察飛行護衛のため、航空母艦四隻を中心として、合計二十三隻から成る第七十一機動艦隊を新たに編成し、日本海に展開させております。ベトナム戦争で大國意識をもつて、力で相手を威圧しようとしているのであります。私たちは、現在、米国と北朝鮮との間に起きておる事件の平和的解決を心から望んでおるのであります。しかるに、事件を平和的に解決するための努力をしないで、このようないかに相手方の主張を聞き、疑問点についてたやすくお聞きいたします。

その第一点は、米国と北朝鮮との板門店会談を再開し、事実を穿明し、その基礎の上に立つて事件の解決をはかるように、総理は米国に要請すべきであると思いますが、どのようにお考えになられますでしょうか。本件では、撃墜されたEC-121機がどのような行動をしていたかということが重

大な争点になっております。北朝鮮側は、米機が領空を侵したと主張していますが、米国側は、北朝鮮の沿岸から六十キロ以内に近づいたことはないと言つております。米国側はその論拠として、事件発生直後には、EC-121機に対して北朝鮮の海岸線九十キロ以内に近寄ると命令してあることを主張しているのであります。しかし、その飛行機が命令どおりに行動していたかどうかは不明であります。その後、米国はレーダーによる確認などを、若干の物的証拠を引用しておるのであります。しかし、それらもさわめて抽象的説明にすぎず、その程度の挙証によつてEC-121機が当時いかなる時点においても北朝鮮の領空を侵したことはないと断定できる根拠にはならないと思われるのあります。米国上院外交委員長フルブライト氏も、事件の翌四月十六日に、「私は自分自身が調査に当たつたトンキン湾事件以来、国防総省の発表の一部にきわめて懷疑的になつてゐる」と述べ、今回の事件についても疑惑を表明しておるのであります。

以上のような立場から、私は以下、政府の考えを具体的にお聞きいたします。  
(拍手)  
最初に、総理に対し、八つの点につきお尋ねをいたします。

最初に、総理に対し、八つの点につきお尋ねをいたします。

元来、偵察行動、すなわち相手方の内部事情、秘密を探るスペイ行為の評価については、人によりまちまちであります。このような行動を積極的にいこととして評価している人は少ないのですが、あります。換言すれば、大手を振つて野方因にやれることはありません。やむを得ない限度にとどめるべきものであります。今回のEC-121機の偵察行為が法的に合法であるかどうかは別として、日本国民の多くは、このような行動に対し苦々しく思つておるのであります。ところが、ニクソン大統領は四月十八日、「今回のよきな偵察行動は

一方的に退場しておるのであります。このことは

あらゆるマスコミが指摘したところであります。當時の写真を見ても、ナップ少将が立ち上がり、他の

代表が着席して

いるのであります。このような米国側の態度は、

いるのであります。このよ

うな

事件の平和的解決という立場からはなはだ遺憾と

いえません。しかし、北朝鮮側は引き

続き板門店会談を開きたい希望のようあります

す。あの困難な朝鮮戦争の休戦、昨年のブエプロ

号事件も、結局板門店で結果がついたのであります。

総理がもし今回

の事件について、真に平和的

解決を望んでおるのであれば、米国に対して、威

圧的な護衛偵察を中止し、板門店会談を再開する

よう注意を喚起すべきであると思ひますが、総理

の所見をお伺いいたします。(拍手)

第二に、過剰な偵察行動を抑制するよう米国に

要請すべきであると思ひます。

元來、偵察行動、すなわち相手方の内部事情、

秘密を探るスペイ行為の評価については、人によ

りまちまちであります。このような行動を積極

的によることとして評価している人は少ないで

あります。換言すれば、大手を振つて野方因にや

れることはありません。やむを得ない限度にと

どめるべきものであります。今回のEC-121機の偵

察行為が法的に合法であるかどうかは別として、

日本国民の多くは、このような行動に対し苦々し

く思つておるのであります。ところが、ニクソン

大統領は四月十八日、「今回のよきな偵察行動は

過去二十年にわたつて行なつてきており、ことし

になつてからもすでに百九十九回も行なつて

いる」

旨、言明したのであります。われわれは、その回

数があまりにも多いことに再度驚いた次第であります。

かりに米国が、その海岸近くを毎日平均

二回も連続して偵察されたとしたら、はたして

じつとしておられるでしょうか。米軍が北朝鮮海

岸で続けておる偵察行動は過剰であり、必要以上

に相手方を刺激しておるのであります。このことが今

回の事件の最大の遠因であると思うのであります。

（拍手）総理は、こういう立場から、米国に対

して過剰偵察を控えるよう要請すべきであると思

います。ですが、その所信を伺います。

第三に、護衛偵察は当然事前協議の対象にすべ

きではないかといふ点であります。

すなわち、護衛機は、相手方の出方によつて戦

闘に入る蓋然性がきわめて強いのであります。

相手方より攻撃をされれば直ちにそのまま戦う用

意をして出て行くのでありますから、当然事前協

議の対象に入れて考へるべきであります。もちろん

米国は、今回の護衛機については、日本の基地

より発進させることはしない旨述べておるよう

であります。ですが、その場合といえども、偵察機と護衛

機とは一体のものであり、相手方からは一つのも

のとして受け取られるのであります。交換公文

の精神からすれば、同様、事前協議の対象とすべ

きであると思うのであります。しかし、政府の

見解によれば、護衛機が日本の基地より発進しな

い場合はもちろん、たとえそれが日本の基地より発進する場合でも事前協議の対象にならないと解釈しているようですが、米国側が主張するならまちがい。日本政府が進んでそのような解釈をすることは、政府みずから事前協議条項を空文化するものであり、また、日本基地からの護衛機の発進を誘発するのでありますし、国民大衆に大きな不安を与えておるのであります。

さらに、政府は、昨日統一見解を発表し、現在日本海で行動しておる第七十一機動艦隊が、今後日本の港に入港することがあっても、それが一時的なものであれば、事前協議の対象にならないとしておるのであります。しかし、艦隊の全部または一部が反復入港してくるような場合には、結局、第七十一艦隊と日本の港とは不可分の関係に立つのであります。そのような場合には、当然事前協議の対象にしなければ、交換公文の精神に反するのであります。昨日の政府の統一見解は、このような後者の場合をも含めて事前協議の対象からはずしているのかどうか、明確にされたい。私は、この際、政府が事前協議についてルーズに考え過ぎておる従来の態度を反省し、國民が安心するよう、その解釈、運用面について再検討を加えるべきであると思ふのであります。總理の所見を伺います。

四月十八日、ニクソン大統領は、「もし必要ならば日本あるいは他の同盟国と協議する」旨、言明しております。私が指摘した以上三つの問題、すなわち、第一、EC1偵察機は厚木基地に何

すなわち、板門店会談の再開、過剰偵察の抑制、事前協議条項の解釈などについて、至急日米会談を開くよう努力することは、平和的解決を望む日

本国民の希望にこたえるむそんであると思うのであります。總理にその意思があありかどうか、お伺いをいたします。

次に、政府は今回の米国の大がかりな護衛出動を一時的なものと理解しているのか。また護衛出動をしても、米軍が北朝鮮の攻撃を受けることはないとの見通しを持っておるのか。この二点について、政府は米国側よりいかなる説明を受け、政府自身としてはどのように見ておるか、明らかにしていただきたいと思います。

總理に対する最後の質問として、日本と北朝鮮の関係について一言触れておきたいと存じます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 亀田君にお答えいたしました。

【國務大臣佐藤榮作君】 亀田君にお尋ねでござります。おそれるものであります。米国と北朝鮮との紛糾の現在の国際的地位からいたしまして、どうして

いろいろ御意見をまだえてのお尋ねでございますが、御意見は御意見として伺つておくことになります。

私は、アメリカが今回の偵察機撃墜事件を平和裏に解決しようとしていることにつきまして、疑

にもかかわらず、日本人と朝鮮人との歴史的関係に深く配慮し、両国の関係をさらに悪くしないよう努力すべきだと思います。特に、人道的問題である在日朝鮮人の帰国問題や里帰り問題にまで及ぼさせてはならないと思うのであります。しかし、事の発端は、米軍機が平和時に、しかもながら、事の発端は、米軍機が平和時に、しかも

ながら、公海上において不法に撃墜されたことにあるので、米政府としては國家的観点からしかるべき善

機おるのか。

第二、厚木基地以外の基地における偵察機の種類、機数及びその基地名はどうなつておるか。

第三、さらに昨日の報道によると、情報収集艦

バナーワーは佐世保港を出て北朝鮮海域に向かっており、このような軍艦が何隻日本海で活動しているか、明らかにされたい。

最後に、運輸大臣にお伺いいたしますが、今回

の米国の大機動艦隊の出動によって日本船舶の航行の安全が保証されるよういかなる措置をとつておるのか。また、実際に妨害された場合にどのように処置する方針であるか、明らかにされたいと思うのであります。(拍手)

うに政府は考えます。

次に、今後米国と北朝鮮との話し合いかなる形で行なわれるか、それはつまりかではあります。これが板門店において話し合いのため

ませんが、いずれ板門店において話し合いのため

の会談が持たれるものと予想されます。事実関係を冷静に分析し、今後再びこのよだな不法行為が繰り返されないようにするこれが、アジアの平和を確保し、緊張を緩和するむそんであると、かよ

うに考えております。政府としては、極東情勢がこれ以上悪化しないよう、米側に慎重な配慮を要請しております。米側もこれにこたえてくれることと期待しております。

次に、公海上における偵察行動は、各國ともこ

れを行なつており、決して違法ではありません。

亀田君の言われる過剰偵察行為とはどのようなこ

とを言われるのか、私にはよくわかりませんが、

極東の安全を確保し、戦争を未然に防止するとい

う見地からの米軍の通常の偵察活動に対し、政府

は中止を申し入れるよだな考え方は持つておりませ

ん。このことははつきり申し上げておきます。

次に、公海上における偵察活動を護衛するための所信をお伺いいたします。

の米戦闘機がこれに参加することは、不法行為の再発を防止するやむを得ない措置であり、事前協議の対象とすべき事柄ではありません。また、政府としてこのような行為を事前協議の対象とするよう再検討する考えも、これまた全くありません。本事件の発生以後、米側はわがほうに対し、緊密な連絡をとっており、いわゆる臨時協議はひんぱんに行なわれております。せっかくの亀田君の御提案ではありますが、私としては、この問題に關し、別な形の日米会談を行なう考えはないません。

次に、ニクソン米大統領が記者会見で明らかにしたとおり、今回の米国との一連の措置は、暫定的な措置であると理解しております。

また、米軍機に対する北朝鮮側の攻撃はないと言ふに見てくるかとのお尋ねであります。が、私はそのような事態が発生しないことを心から希望しております。米政府としても、今回の一連の行動は、再び北朝鮮による不法行為が起こらないよう抑止効果をねらったものであると思います。この点御理解をいただきたい。

また、私の北鮮対策、外交の基本は、しげしば申し上げておりますように、いずれの国とも仲よくする。他国の内政には干渉しないというのが私の外交政策の基本であることは、龜田君も御承知のとおりであります。アジアの平和と安定がそのままわが国の平和と繁栄につながる日本として、アジアの緊張が緩和されることは何よりも望

ましいことであります。特に朝鮮半島の動向は、我が国にとって重大であり、北朝鮮が武力による統一政策をこれ以上積極化しないよう望むものであります。わが国としては、この事件の発生によりましてこれまでの北朝鮮との関係に対する態度をこれによって変える、かようなことはいたしません。

以上、お答えいたします。（拍手、「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

○議長（重宗雄三君） 亀田君何ですか。

〔亀田得治君發言の許可を求む〕

○議長（重宗雄三君） 亀田君何ですか。

〔亀田得治君發言の許可を求む〕

○議長（重宗雄三君） 答弁漏れが二つあります。——

○亀田得治君 答弁漏れが二つあります。——

○亀田得治君 答弁漏れが二つあります。——

○亀田得治君 答弁漏れが二つあります。——

〔國務大臣佐藤榮作君登壇〕

○國務大臣（佐藤榮作君） 第一の、板門店会議を

積極的にやるよろしく申し出ると、こういうお話を

あります。アメリカがどういうよろしい態度に出るかわか

らないが、板門店でもうすでに会議が開かれてお

る、とにかく、平和のうちにどんな方法であろう

がこれをやるべきだということを申し上げております。ただいま、板門店には限らないのではないかと私は思っておりますので、そういう意味であります。

第一の、反復寄港の問題、これも外務大臣がお答えしたことだと思います。寄港といふ、まあこれ

はいわゆる寄港、そういう意味で、駐留とはこれ

は別にすべきものであります。この点では他の機

海軍のブエブロと同型船といわれる調査船、さつ

おおっしゃったバナーというのが一隻ときどき横

須賀に入港しておりますが、その具体的な行動に

ついては、われわれは明らかにされておりませ

ん。

なお、調査船バナーは今回編成されたタスク

フォース、いわゆる機動部隊の中には入ってない

模様でござります。（拍手）

〔國務大臣原田憲君登壇〕

○國務大臣（原田憲君） 四月十五日の米軍機墜落

事件が発生をいたしましたので、第七、第八管区海上保

動が行なわれましたので、安本部に対しまして、漁船の安全指導に特に注意

を払つより指示をいたしております。

もう少し具体的に申し上げますと、外國艦艇に

不必要に接近しないこと。日本国旗の掲揚、海上

衝突予防法に定める灯火及び形象物の表示を勧行

すること。事故防止につとめること。特異事項が

あつた場合は巡視船に連絡すること。外國艦艇が

操業中の日本漁船に接近するような場合には、国

際信号旗を掲揚する等により相手の注意を喚起すること。さらに、四月二十一日朝、空母を含む米艦隊が日本海に入ったことが確認されましたので、関係のある漁業協同組合、漁業無線局、出漁船に通報し、注意の喚起を行なうとともに、特に出漁船の多い日本海南西海域に、通常の巡視船のほか、さしあたり巡視船二隻を常時配置いたしました。また、航空機による哨戒を実施して、船舶、漁船の安全指導に当たつておる次第でござります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 黒柳明君。

〔黒柳明君登壇、拍手〕

○黒柳明君 私は公明党を代表しまして、ただいまの政府の報告に対し、總理並びに関係大臣に質問したいと思います。

〔議長退席、副議長着席〕

先日の米軍偵察機撃墜後、米国政府は、護衛つき偵察飛行の再開と、対応措置をとり、また、第七十一機動部隊を編成し、日本海に出動させて威嚇行為を示している事実は、まことに遺憾にたえない次第であります。いまや、ベトナムの戦火は日本海に燃え上るとしており、これは世界平和に対する重大なる挑戦であると言わざるを得ないと思います。

わが国から偵察機が発進しており、また、米海軍の艦隊の寄港を許している以上、わが国はすでに、この紛争に全面的に関与してしまつたと言つ

ても決して過言でないと思うものであります。

にお伺いいたします。

はじめ自民党政は、國家の命運を忘れたかのごとく、いたずらにアリメカ一辺倒の言動にくみしている態度は、われわれはどうてい理解でき得ないものであります。この自主性を忘れた政府の対米追随姿勢を改め、強い反省を求めるためにも、以下十一点にわたつて質問をしたいと思うものであります。

まず第一に、去る十五日午後の北朝鮮による米軍偵察機撃墜事件発生以来、米国政府がとつた一連の行動、すなわち、護衛つき偵察、第七十一機動部隊の編成、ニクソン大統領の記者会見における強硬論などは、明らかに国際緊張を高めるより以外の何物でもないと確信するわけございましましたが、昨日私は、愛知外務大臣にこの問題を質問したが、明確なる答弁が得られなかつたので、重ねて總理に見解をお伺いしたいものであります。

第二に、安保条約第六条に付属する事前協議条項は、わが国が意図しない戦争に巻き込まれることに対する歯どめの役割りをなしているのであります。戦闘機の護衛のことで偵察活動が行なわれます。しかし、ワシントンからの報道によりますと、アメリカの専門家の間には、「同時に一機動部隊が入港しなくとも、交代で合計一機動部隊に相当する艦隊が継続的に入港すれば事前協議の対象となる」——總理よく聞いてもらいたいのです。いまお話ししましたように——といふ意見も述べられております。当事者のアメリカ側からも、この機動部隊の寄港に対する事前協議の問題については、意見が固まつておません。それ

力軍の行動は、護衛の範囲である」と述べておりますが、エンタープライズ号をはじめとする二十三隻の艦艇の集結は、護衛の目的どころか、明らかに北朝鮮に対する威嚇行為であり、一大デモンストレーションと言わざるを得ません。これでも

政府は、護衛の範囲内であると信じているのかどうか、總理の見解を明らかにしてほしいものであります。

第三に、昨日、外務大臣は、「日本海のアメリカ軍の行動は、護衛の範囲である」と述べておりますが、これが、エンタープライズ号をはじめとする二十三隻の艦艇の集結は、護衛の目的どころか、明らかに北朝鮮に対する威嚇行為であり、一大デモンストレーションと言わざるを得ません。これでも政府は、護衛の範囲内であると信じているのかどうか、總理の見解を明らかにしてほしいものであります。

第五に、事前協議の対象についてであります。現在、沖縄には、一個師団以上の兵力が駐留しておりますが、總理は、「沖縄については返還交渉で話し合い、事前協議は必要としない」とたびたび答弁しておりますが、これでは陸海における事前協議の歴史は完全に具体的な事実において適用しなくなり、從来からわれわれが指摘してきたとおり、事前協議事項の形骸化は明白になつたと言わざるを得ませんが、いかがでありますか。

第六には、安保条約第四条の隨時協議についても、政府の態度は、「協議の結果は、從来からどういうふうに行動するかについて、日米両国はお互いに権利と義務を確認する必要はない、それぞれ両国が独自の国際法、国内法に従つてかつてに行動してよろしい」、これが政府の見解であります。とするならば、事前協議ももはや歯どめになります。ところが、事前協議ももはや歯どめになり得ないし、また、隨時協議も形骸化されてしまつてゐると言つてもよろしいのではないでしようか。この点、總理はどのような見解をお持ちですか。

提出してもらいたいのであります。

また、一機動部隊が寄港するのは事前協議の対象とはならないとすれば、もし寄港期間が長期にわたる場合については事前協議の対象となるのであるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

第七に、これも昨日外務大臣の答弁ですが、「日本以外の基地から発進した護衛機が攻撃され破損した場合、日本の基地に着陸せざるを得ない場合があつたときには、人道的に対処する」と明言したのであります。これは、日本の基地に着陸することを認める意味すると解してよろしいでしようか。もしそうであるとするならば、日本が直接戦闘行動に巻き込まれる危険性があると思うのですが、いかがでしょうか、お答えをおいただきたい。

第八に、去る十八日、ニクソン米大統領は、記者会見で、「日本海上空での偵察行動は、五万六千人の在韓米軍を守るためにだ」と述べておりました。在韓米軍、すなわち国連軍である性格上、米軍の偵察行動は国連軍を保護する行為となるわけあります。わが国は、安保条約において米軍の国連行動を支持する立場に置かれていますから、もしこの偵察行為が戦闘行動にエスカレートした場合は、日本も戦闘行動を支援せざるを得なくなると思われますが、どうですか、明快なる御答弁をお願いします。

第九に、沖縄返還にあたって、総理は、基地の態様をきめるための条件として、国際情勢の変化、科学技術の変化、世論の動向を指摘し、さらに日本の安全保障の要請を踏まえつつ沖縄返還につとめると、しばしば答弁されてきております。今回の事件は、明らかに極度の緊張を高め、国際情勢が悪化したわけありますが、総理の論理により

ますと、沖縄返還が遠のいたのではないかと思われます。この点いかがでしようか、お尋ねします。

第十には、日本海は、わが国の漁業にとって重要な漁場であります。現在はタイ、イワシ等の最盛期に当たります。第七十一機動部隊の投入により、日本海における漁民の生活を守るために安全操業を確保する必要があることは言々までもありません。したがつて、この安全操業についてどうお考えになるか、運輸大臣の御答弁をお伺いします。

最後に、最近の報道によれば、ただいま防衛厅長官の説明です、たまたま横須賀に一隻ぐらい入るといわれておるブエブロと同型の情報収集艦、私たちの新聞情報の調査によりますと、佐世保にはすでに七隻も停泊しておると、こういうことですが、この点防衛厅長官の御答弁が正しいのか、あるいは新聞情報が正しいのか、もう一回長官にも御答弁願いたいのですが、その情報収集艦七隻、その行動については一切秘密でございます。今回の偵察機は、言うまでもなく、わが国の厚木基地を発進しております。政府が、在日米軍

に關連して、事前協議の解釈の問題について、いろいろお尋ねがありました。委員会等におきましてもしばしばお尋ねがございました。政府の自重を求めておるのあります。公海上における偵察活動といふものは、各国ともこれを行なつており、別にこれは違法ではありません。米軍が偵察機に戦闘機の護衛をつけたのは、北朝鮮による不法行為の再犯を防止するためのやむを得ない措置だ、かように私も考えております。政府といたしましては、事態が平和ならうちに話し合がついて、そらして拡大しない、解決されることを心から念願するものであります。最近における北朝鮮の対韓武力工作はまことに遺憾であります。今回の米軍機撃墜事件も、このような情勢を背景に発生したものであると私は考えます。一方で米国の偵察行動を非難されますが、同時に朝鮮半島における事態につきましても十分に眼を開いて、公正に判断していただきたい、かように思います。

政府といたしましても、今回、米政府のとった一連の対応措置について中止を申し入れるということをさいますが、中止を申し入れることは考へておりません。

次に、米政府としては、当該偵察機が受けた命令、撃墜されるまでのレーダー航跡、機体の破片や乗員の遺体を発見した海域などを総合して、今度の事件を北朝鮮の重大な武力挑発行為と受け取つておるようあります。米国艦艇の日本海暴行は、米軍偵察機が公海上において北朝鮮に

して、米政府のとった行動であると考えます。

さきの御質問でもお答えいたしましたとおり、

これが護衛の範囲かどうかという黒柳君の御質問につきましての答えは差し控えたいと思いますが、

この際国民各位は、冷静に事態の推移を見守つていただきたいと思います。政府としては、すでに

米政府に対し、問題が平和裏に解決されるよう、

いただきたいと思います。政府としては、すでに

米政府の自重を求めておるのあります。

次に黒柳君は、今回の米艦艇の日本海への出動に關連して、事前協議の解釈の問題について、い

ろいろお尋ねがありました。委員会等におきましてもしばしばお尋ねがございました。政府の自重を求めておるのあります。公海上における偵察活動といふものは、各国ともこれを行なつており、別にこれは違法ではありません。米軍が偵察機に戦闘機の護衛をつけたのは、北朝鮮による不法行為の再犯を防止するためのやむを得ない措置だ、かように私も考えております。政府といたしましては、事態が平和ならうちに話し合がついて、そらして拡大しない、解決されることを心から念願するものであります。最近における北朝鮮の対韓武力工作はまことに遺憾であります。今回の米軍機撃墜事件も、このような情勢を背景に発生したものであると私は考えます。一方で米国の偵察行動を非難されますが、同時に朝鮮半島における事態につきましても十分に眼を開いて、公正に判断していただきたい、かように思います。

政府といたしましても、今回、米政府のとった一連の対応措置について中止を申し入れるということをさいますが、中止を申し入れることは考へておりません。

次に、米政府としては、当該偵察機が受けた命令、撃墜されるまでのレーダー航跡、機体の破片や乗員の遺体を発見した海域などを総合して、今度の事件を北朝鮮の重大な武力挑発行為と受け取つておるようあります。米国艦艇の日本海暴行は、米軍偵察機が公海上において北朝鮮に

して、米政府のとった行動であると考えます。これが護衛の範囲かどうかという黒柳君の御質問につきましての答えは差し控えたいと思いますが、この際国民各位は、冷静に事態の推移を見守つていただきたいと思います。政府としては、すでに米政府に対し、問題が平和裏に解決されるよう、いただきたいと思います。政府としては、すでに米政府の自重を求めておるのあります。

次に黒柳君は、今回の米艦艇の日本海への出動に關連して、事前協議の解釈の問題について、いろいろお尋ねがありました。委員会等におきましてもしばしばお尋ねがございました。政府の自重を求めておるのあります。公海上における偵察活動といふものは、各国ともこれを行なつており、別にこれは違法ではありません。米軍が偵察機に戦闘機の護衛をつけたのは、北朝鮮による不法行為の再犯を防止するためのやむを得ない措置だ、かように私も考えております。政府といたしましては、事態が平和ならうちに話し合がついて、そらして拡大しない、解決されることを心から念願するものであります。最近における北朝鮮の対韓武力工作はまことに遺憾であります。今回の米軍機撃墜事件も、このような情勢を背景に発生したものであると私は考えます。一方で米国の偵察行動を非難されますが、同時に朝鮮半島における事態につきましても十分に眼を開いて、公正に判断していただきたい、かように思います。

政府といたしましても、今回、米政府のとった一連の対応措置について中止を申し入れるということをさいますが、中止を申し入れることは考へておりません。

次に、米政府としては、当該偵察機が受けた命令、撃墜されるまでのレーダー航跡、機体の破片や乗員の遺体を発見した海域などを総合して、今度の事件を北朝鮮の重大な武力挑発行為と受け取つておるようあります。米国艦艇の日本海暴行は、米軍偵察機が公海上において北朝鮮に

が、事前協議の交換公文にいう配置とは、日本の施設区域を本拠として駐留することありますので、単なる反復寄港は事前協議の対象とはなりません。従来からお答えしているとおりであります、お尋ねがありましたので、重ねて明らかにしておきます。

現在沖縄における米軍兵力の問題であります。が、これは沖縄返還交渉の主題でありまして——

この兵力をいかにするかということは、これは主題であります。いわゆる事前協議の対象ではございません。沖縄返還が実現した暁は、憲法が適用され、特別の取りきめをしない限り、安保条約がそのまま適用されるということは、これまで述べたとおりであります。

次に、隨時協議についてのお尋ねがありました。が、隨時協議の趣旨は、本来両国間の意思疎通をはかるのが目的であり、これによりまして何らかの合意を得ることを目的としたものでは必ずしもありません。随时協議によりまして両国間に特定の問題で意見が一致する事柄の生ずることは当然の成り行きであります。このようにして合意が成立した場合、両国政府が相互の責任によって問題を遂行することになります。したがって、随时協議にはそれなりに十分なメリットがあり、形骸化といふ批判は当たらない、かように考えます。むしろ隨時協議は盛んに行なうべきではないか、かように考えております。

次に、公海上における北鮮の不法行為の再発を

防止するため米国艦艇群の集結、護衛つき偵察活動の再開が行なわれております。ここに見られる米軍の戦力は、明らかに巨大な戦争抑止力であります。先ほど、どういうよろな任務があるかと言わましたが、私は、この米軍の持つ戦力は巨大的な戦争抑止力、かように考えております。したがって、公海上における米軍と北朝鮮との交戦という事態が発生するということは考え方であります。私は考えておりません。これによりましてわが国が戦争に巻き込まれることなどは絶対にならない、戦争に拡大しない、かように確信しております。

さらに黒柳君は、米軍の偵察行動が戦闘にエスカレートすることを懸念しておられるようですが、ただいま申しましたように、そのようにならないよう今回の予防措置がとられたものと理解いたしております。また、かりに公海上で米軍機が正当防衛のための自衛手段を講じた場合におきましても、わが国の自衛隊機がこれを支援するための行動をとることなどは絶対にありませんから、國民の皆さんも戦争に巻き込まれる、さような危険のないことを御了承いただきたいと思います。

最後に、この事件が沖縄返還交渉に悪い影響を及ぼすのではないかとのお尋ねであります。そのようなことはならないと私は考えております。

なおまた、日本漁業の安全操業につきましては、これは運輸大臣から答えるといったしまして、

最後に要望として、在日米軍の基地を整理統合し

について完全に合意を得たような次第であります。

る、こういう強い御希望を述べられました。私は、すでに公明党の御協力も得て、いろいろ基地の調査も終わっておりますから、ただいま言われますように、必要以上の基地は必ず整理統合さるべきものだ、そのように思います。政府はその方

向で努力するつもりであります。(拍手)

〔國務大臣有田喜一君登壇、拍手〕

〔國務大臣原田憲君登壇、拍手〕

○國務大臣(有田喜一君) 日本海におけるアメリカの情報収集船のお尋ねは、先ほど亀田議員にお答えしたとおりであります。現在おきましては、私の申したことが正しいのであります。

なお、日本における米軍基地の整理の問題、私どもは、日本におけるアメリカの軍事基地が日本の安全のために必要である、こういう前提の上に立つておるのでございますが、だんだんと事情の変化もございまして、利用度の少なくなつておるものもござりますので、これが整理調整の必要を認めまして、御存じのとおり、昨年の暮れに、日米安全保障協議委員会において約五十の米軍施設区域を対象といたしまして、両国間に大体の話をまとめて、その返還あるいは使用転換あるいは移転等につきまして、その具体的処理を日米合同委員会においてすみやかにやらそ、こういふことであります。日米合同委員会におきましては、鋭意その促進をはかつておるのであります。

すなわち、第七、第八管区海上保安本部管区の保安部署及び巡視船艇は、関係漁業協同組合、出漁船に対し、次の事項につき安全指導を行なわせております。外國艦艇に必要に接近しないこと。日本国旗の掲揚。海上衝突予防法に定める灯火及び形象物の表示を励行すること。事故防止につとめること。特異事項があつた場合は巡視船に連絡すること。外國艦艇が操業中の日本漁船に接近するような場合には、国際信号旗を掲揚する等により相手の注意を喚起すること。さらに、四月二十一日朝、空母を含む米艦隊が日本海に入ったことが確認されましたので、関係のある漁業協同組合、漁業無線局、出漁船に通報し、注意の喚起を行なうとともに、特に出漁船の多い日本海南西

海域に、通常の巡視船のほか、さしあたり巡視船二隻を常時配置いたしまして、また、航空機による哨戒を実施しまして、船舶、漁船の安全指導に万全を期しておる次第でござります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 向井長年君。

[向井長年君登壇、拍手]

○向井長年君 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま政府の報告されました去る十五日の北朝鮮による米偵察機撃墜事件並びに十八日の米政府による護衛つきの偵察飛行の続行決定等、日本海における一連の緊張激化事件について、総理並びに関係閣僚の所信をただし、決意をお聞きいたしたいと存じます。

私は質問に入る前に、現在、日本海において高まっている緊張が、今後、双方の報復措置の悪循環によって一そく高まることがないよう、わが国政府として米政府に対し、強く要請するよう要求いたしたいと存じます。

まず第一に伺いたい点は、今回の一連の事件に対する政府の基本的姿勢についてであります。

朝鮮半島をさして「日本に突きつけられたあいづ」であるといふことが、これまで言られてきております。これが適切な表現であるとは考えませんが、しかし、日本の安全にとって朝鮮半島の動向を無視することができないということは、歴史的に見ても確かにことだと考えるのであります。また、ベトナム以後は朝鮮半島だといふことも軍

事専門家的一般的見解となつております。

そこでお伺いしたい点は、政府がこの現在の朝鮮半島の動向をどのように洞察しているのか、といたすとあります。つまり昨年一月のブエブロ事件、そして武装スパイの侵入事件、米韓の合同大演習、そして今回の事件と続く一連の緊張の高まりをどのように評価されていますか。また同時に、それが日本の安全にどのような影響を与えているのか、具体的にお伺いいたしたいと存じます。

質問の第二点は、今回の事件に対する政府の措置についてであります。

これまでの措置は、昨年のブエブロ事件のときと同じく、一口に言って、米政府の見解をオウム

返しに繰り返すだけで、国民が不安を抱いている日本の基地の使用について、政府として主張すべき点を主張せずにいるらみがあることはまことに遺憾であります。特に、十八日の米ニクソン大統領の護衛つき偵察飛行、すなわち過剰偵察の続

行決定は緊張をエスカレートするものであり、こうした措置が臨時措置といわれながら、いつか常時の態勢となることは、沖縄におけるB52常駐化問題を見れば明らかであります。また、それが双方

度を設けたのか、その理由を国民に説明すべきであります。政府のかかる見解をお伺いいたしたいと存じます。單なる言いのがれ的なものではな

いです。

また政府は、昨年五十にのぼる米軍基地の整理

の方針を明らかにしたと、先ほど防衛庁長官から

説明ございましたが、この基地がいつ撤廃されるのか、また、具体的に推進しているただいまのスケジュールを明らかにしていただきたいと存じます。

われわれ民社党は、日米安保条約が今日まで果たしてきた一定の役割りを率直に評価しつつも、各国の集団安全保障条約の例からして、条約

求すべきであると考えるが、総理の所見を伺いたいと存じます。

質問の第三点は、日米安保条約に基づく事前協議制についてであります。

昭和三十五年の日米安保条約改定によつて、新たに事前協議制がその歴史としてできることは周知のとおりであります。しかし、今日まで一度も行なわれたことはなく、事実上この事前協議制が空洞化していることは、今回の事件一つ見ても明らかなことです。

そこでお伺いしたい点は、事前協議制とは、そもそもどういう目的で設けられたものであるかといふことです。われわれは、この制度はわが国が戦争に巻き込まれることがないよう取り組めたものだと確信しますが、政府の見解をお伺いいたしたいと存じます。もし事前協議制の目的が本來そういうものであるならば、今回の一連の事件のように、実質上そういう事態が発生したのなら、当然事前協議の対象とすべきであると思う

のであれば、この米軍基地が、日本の安全にとって具体的にどのようなプラスの役割りをもたらしているとおられるか、この点をお伺いいたします。

もし、今後とも基地の存続が絶対不可欠というのであるが、そうでなければ、一対体何のために事前協議制といふようなものを、もつともらしい制

度を設けたのか、その理由を国民に説明すべきであります。

われわれ民社党は、日米安保条約が今日まで

果たしてきた一定の役割りを率直に評価しつつも、各国の集団安全保障条約の例からして、条約

上全く異例な在日米軍と基地の存在を廃止するよう主張してまいりました。特に基地公害として難

がれ、しかも戦争に巻き込まれる危険性を生む基地の存在は、もうこれ以上放置することは断じて許されません。それは政治の怠慢以外の何ものであります。かかる見地から、七〇年の日米安保条約について、佐藤総理は、そのまま堅持する

發言をたびたびされておりますけれども、わが国が今回ののような紛争事件にいたずらに巻き込まれる危険性を根本的に除去するため、この際、安保条約に対する政府の考え方再検討を加えるべき時期が来てると思うのであります。すでにわが党

が主張しているように、米軍の基地と駐留をなくする方向で安保条約を改定すべきであると考えますが、この際、総理の所信をあらためてお伺いをいたしたいのであります。

私が強調したい点は、日米関係の基本についてであります。日米の友好関係を維持し、発展させることは、わが国のナショナル・インタレストにとって不可欠の要因であることは多言を要しません。しかるに、政府のこれまでの対米姿勢は、対等なるパートナーシップではなく、一口にいって、対米依存、対米追随であることは否定し得ない事実であります。これでは国民の間に対米不信感、反米感情が高まるのも理の当然と言わなければなりません。このままでは、日米双方の国民の間に信頼関係が断絶し、日米関係が実質上空洞化していくことは必至と言わなければなりません。最

後に、総理の誠意ある御答弁をお願いいたしました。

なお、かかる事態発生に伴つて、近海漁業約六百隻の業者が戦々恐々として、安心して安全操業

ができます、出港を手控えざるを得ない状態と私は聞いております。これによる損失を政府はどう考へているのか、かかる損失を蒙たさないため、

この点からも早急に日本海水域から退去するよう、対米交渉を強力に進めるべきだと思うが、政

府の所見をお伺いいたします。

以上、われわれはかかる憂慮すべき事態にかんがみ、わが国政府は、この際、き然なる態度で主張すべきことははつきり主張するという自主性を持つことを強く私は要請いたしまして、質問を終わりたいと思います。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 向井君にお答えいたしました。

現在までのところ、米国政府は、この問題に冷靜に対処しております。今日の状況では、今度の事件がさらに拡大していくとは私は考えておりませ

ん。しかし、わが国周辺地域で発生したできごと

でもあり、政府は、極東の平和と安全の見地から

重大な関心を持っておることは事実であります。

反米感情が高まるのも理の当然と言わなければな

りません。このままでは、日米双方の国民の間に

信頼関係が断絶し、日米関係が実質上空洞化していくことは必至と言わなければなりません。最

対しては十分に伝えてあります。當時話しあつておるような次第であります。

次に、向井君が御指摘になりましたように、朝鮮半島の動向は、わが国の平和と安全に影響するところがきわめて大であります。この点、最近北

朝鮮が韓国に対し浸透工作を強化するなど、この地域に緊張を生み出していることはまことに遺憾であります。今回の事件も、このよろな情勢を背景に起きたものと考える次第であります。政府としては、今回の事件が平和的に処理されて、一日も早く事態が平靜化することを希望してお

ります。今回の事件も、このよろな情勢を背景に起きたものと考える次第であります。政府としては、今回の事件が平和的に処理されて、一日も早く事態が平靜化することを希望してお

ります。政府としては、今回の事件が平和的に処理されて、一日も早く事態が平靜化することを希望してお

ります。

次に、安全保障条約第六条の実施に関する交換公文におきまして、日米間の協議の対象となる事項は明確に定められておりますが、今回の事件に関連して、米側は、事前協議の対象となるべき措置はまだ何らとつております。したがいまし

て、今回の事件に関連していわゆる事前協議が行なわれていいのは、この制度を発動する事態になつていらないからであります。これをもちまし

て、制度に対する疑念と不信が増大するという向井君の主張は、やや的にはずれの議論ではないかと私は思います。

次に、基地公害その他についてお話をあります

が、安保の再検討期に米軍基地を徹底せよと言

われます。わが国は、自主防衛によつて足りないところを安全保障条約に引き続き堅持することを重ねてこの際申し述べてお

きます。

次に、日米の友好関係が空洞化していくとい

ういうことがあり、もつと自主性を持て、こ

よろなお尋ねがあり、私は、日米関係につきましても御意見はそのまま伺つておきますが、私

どもが今日までの日米間の友好信頼関係を維持發

展させることこそ国益に沿うるものであると、か

よろな点につきましては異論のないところではな

いかと思います。戦後の日米関係は、年々に緊密

の度を加えてきておりますが、今日におきましては、対等のパートナーシップということを中心とす

ら言ふまでもなく、両国の相互理解と友好信頼関係はあらゆる分野において深まつております。しかし、日米間においては問題が多く存在し、関係が深まれば深まるほど、これからもまた解決すべき多くの問題が発生すると思います。そして、このような問題を利用して日米関係に水をさそうとする力が働くことも予想されますが、私は、国家社会に対する共通の理念と価値観を持つ日米両国が提携し協力することこそ、世界平和に寄与するゆえんであると確信しておる次第であります。(拍手)

最近の日本海における諸情勢に関連し、現在までのところ、わが國漁船の安全操業に支障を来たし、出漁を手控えているといふ報告は、まだ受けしておりません。しかし、米海軍等の外國艦船の行動に伴い、わが國漁船の出漁手控えなどによる損失に関する国内的な救済措置をどうするかについては、少なくとも現段階においては、まだとやかく申すのは適当ではないと考えております。しかし、いずれにいたしましても、政府としては、日本海における安全操業を確保するよう努力いたしますし、わが國の漁業につきまして万一不幸な事態が起これば、それにつきましても、その段階におきまして十分対策を考慮し、そして善処するつもりであることをこの機会にはつきり申し上げておきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したもの

と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

議員	原田 立君	議長	重宗 雄三君
田淵 哲也君	峯山 昭範君	副議長	安井 謙君
塙出 啓典君	山田 勇君	審査員	渡辺一太郎君
萩原幽香子君	藤原 房雄君	監査員	若林 正武君
市川 房枝君	中村喜四郎君	監督官	山本敬三郎君
内田 善利君	中山 太郎君	監査官	木内 四郎君
瓜生 清君	高橋文五郎君	監査官	山崎 五郎君
内藤善三郎君	佐藤 隆君	監査官	内田 芳郎君
阿部 憲一君	西村 治治君	監査官	河口 陽一君
松下 正寿君	永野 鎮雄君	監査官	津島 文治君
田村 賢作君	高田 浩運君	監査官	丸茂 重貞君
多田 省吾君	増田 盛君	監査官	井川 伊平君
宮崎 正義君	矢野 登君	監査官	鹿島 俊雄君
片山 武夫君	二木 謙吾君	監査官	金丸 富夫君
後藤 義隆君	長屋 茂君	監査官	村上 春藏君
鈴木 一弘君	八田 一朗君	監査官	長谷川 仁君
向井 長年君	山田 勇君	監査官	櫻井 志郎君
白井 勇君	高橋文五郎君	監査官	谷口 康吉君
柏原 ヤス君	佐藤 隆君	監査官	田中 茂穂君
小平 芳平君	大竹平八郎君	監査官	堀本 宜実君
白木義一郎君	上林繁次郎君	監査官	西田 信一君
	任田 新治君	監査官	山下 春江君
	矢追 秀彦君	監査官	八木 一郎君
	中尾 辰義君	監査官	平井 太郎君
	高橋雄之助君	監査官	古池 信三君
	澤田 実君	監査官	郡 祐一君
	栗原 祐莘君	監査官	寺尾 豊君
	梶原 茂嘉君	監査官	田口長治郎君
	柴田 栄君	監査官	山本 利壽君
	大竹平八郎君	監査官	吉武 恵市君
	大谷 鑑雄君	監査官	松平 勇雄君
	青田源太郎君	監査官	青木 一男君
	藤田 正明君	監査官	石原慎太郎君
	大谷 鑑雄君	監査官	安永 英雄君
	前田佳都男君	監査官	和田 静夫君
	鍋島 直紹君	監査官	佐田 一郎君
	増原 恵吉君	監査官	松本 英一君
	徳永 正利君	監査官	佐田 一郎君
	井野 碩哉君	監査官	杉原 一雄君
	河野 謙三君	監査官	玉置 和郎君
	田代富士勇君	監査官	玉置 猛夫君
	伊藤 五郎君	監査官	源田 寒君
	石原幹市郎君	監査官	久保 勘一君
	新谷寅三郎君	監査官	森 勝治君
	杉原 荒太君	監査官	鈴木 力君
	山崎 竜男君	監査官	
	波谷 邦彦君	監査官	
	平泉 渉君	監査官	
	沢田 一精君	監査官	
	玉置 猛夫君	監査官	
	今 春曉君	監査官	
	久次米健太郎君	監査官	

中村 正雄君	村尾 重雄君	佐藤 一郎君	山内 一郎君
木内 四郎君	植竹 春彦君	山本茂一郎君	中津井 真君
若林 正武君	林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君	大森 久司君
安田 隆明君	津島 文治君	岩動 道行君	
渡辺一太郎君	丸茂 重貞君	井川 伊平君	
増田 盛君	鹿島 俊雄君	金丸 富夫君	
矢野 登君	井川 伊平君	村上 春藏君	
三木 太郎君	長屋 茂君	長谷川 仁君	
高橋文五郎君	山高しげり君	櫻井 志郎君	
佐藤 隆君	三木 忠雄君	谷口 康吉君	
黒木 利克君	上林繁次郎君	田中 茂穂君	
岡本 悟君	任田 新治君	堀本 宜実君	
高橋文五郎君	矢追 秀彦君	西田 信一君	
船田 譲君	中尾 辰義君	山下 春江君	
大竹平八郎君	澤田 正明君	八木 一郎君	
柴田 栄君	藤田 正明君	平井 太郎君	
栗原 祐莘君	大谷 藤之助君	古池 信三君	
梶原 茂嘉君	前田佳都男君	郡 祐一君	
大谷 藤之助君	鍋島 直紹君	寺尾 豊君	
青田源太郎君	増原 恵吉君	田口長治郎君	
藤田 正明君	徳永 正利君	山本 利壽君	
大谷 藤之助君	井野 碩哉君	吉武 恵市君	
前田佳都男君	河野 謙三君	松平 勇雄君	
鍋島 直紹君	田代富士勇君	青木 一男君	
増原 恵吉君	伊藤 五郎君	石原慎太郎君	
徳永 正利君	石原幹市郎君	安永 英雄君	
井野 碩哉君	新谷寅三郎君	和田 静夫君	
河野 謙三君	杉原 荒太君	佐田 一郎君	
田代富士勇君	山崎 竜男君	松本 英一君	
伊藤 五郎君	波谷 邦彦君	佐田 一郎君	
石原幹市郎君	平泉 渉君	杉原 一雄君	
新谷寅三郎君	沢田 一精君	玉置 猛夫君	
杉原 荒太君	玉置 猛夫君	源田 寒君	
山崎 竜男君	今 春曉君	久保 勘一君	
波谷 邦彦君	久次米健太郎君	森 勝治君	
平泉 渉君	鈴木 力君	鈴木 力君	

中村 波男君	山本 杉君	中村 英男君	久保 等君
米田 正文君	温水 三郎君	岡 三郎君	羽生 三七君
小林 武君	松本 賢一君	龜田 得治君	大和 与一君
林 虎雄君	森 八三一君	木村喜八郎君	占部 秀男君
三木與吉郎君	塙田十一郎君	木村喜八郎君	足鹿 覚君
赤間 文三君	松永 忠二君	松澤 兼人君	藤原 道子君
大矢 正君	横川 正市君	加藤シヅエ君	
小柳 勇君	高橋 衛君	佐藤 榮作君	
迫水 久常君	斎藤 昇君	愛知 揉一君	
塙見 俊二君	廣瀬 久忠君	福田 起夫君	
加瀬 完君	秋山 長造君	長谷川四郎君	
藤田 進君	北村 幡君	大平 正芳君	
成瀬 輝治君	須藤 五郎君	原田 健三郎君	
渡辺 武君	小笠原貞子君	有田 喜一君	
河田 賢治君	岩間 正男君	高辻 正巳君	
前川 旦君	戸田 菊雄君	内閣法制局長官	政府委員
竹田 現照君	山崎 昇君	外務省アメリカ 局長	
木村美智男君	村田 秀三君	海上保安庁長官	
川村 清一君	大橋 和幸君	河毛 一郎君	
田中寿美子君	沢田 政治君		
松井 誠君	矢山 有作君		
瀬谷 英行君	吉田忠三郎君		
大森 創造君	鶴園 哲夫君		
野上 元君	千葉千代世君		
山本伊三郎君	近藤 信一君		
武内 五郎君	鈴木 元治郎君		
阿貝根 登君	永岡 光治君		

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十四年四月十一日

大和 与一

合

交通事故の損害賠償責任に関する質問主意書

これ程に明解な損害賠償責任の論理が、現実の事故に当面して、極めて不明瞭の場合が多いのは事実である。たゞ、一体どうしたわけか。

それは、車両の所有者の解釈が明確を欠いてい

る上に、所有者と運転者の関係が複雑な場合が多いからである。

一般には、車両所有者と運転者との関係は

(1) 所有者が自ら運転する場合

(2) 法人所有の車両を法人関係者が運転する場

以上のような場合においては、損害賠償責任の基本的原則を極めて明解に当てはめることが出来るものと考える。

ところが、車両についての「使用者」「保有者」などという概念を設定して、実際の所有者と法律的所有者とを個人格として区別している場合が多い。

(1) 車両の販売会社が割賦支払の売買で、代金支払未済の場合には、所有者は販売会社名義であり、使用者欄に買受人の名義が登録されている。

(2) 個人間の車両の所有権移転があつた場合において、売買が完了していても、前所有者の名義がそのままになつていて、自動車取得税が創設されて以来、とくにこのケースが多い。

このような状態の車両が事故を惹き起して、自動車損害賠償責任保険金額三百万円を超える被害が発生した場合、損害賠償責任を負うべき対象人物の決定について議論が行なわれ被害者は事後処理に關して非常な迷惑をこうむつている。

現行自動車損害賠償責任保険金三百万円で始末のつかない被害の交通事故が発生した場合に、自賠責保険金額を超える部分の損害賠償責任は誰が負担するのか。この問題の明解な行政判断、強力な行政指導こそ、当面する交通事故の事後処理、とりわけ被害者救済について最も重要なかつ急を要する課題であると考える。

そこで、交通事故の損害賠償責任について、次

のよう、明確方向を示すべきであると考へるが、明解なる御所見をお伺いしたい。

即ち、交通事故、なんなく、自動車による交

通事故の場合、損害賠償の責任は、加害車両の所有者並びに加害車両を運転して事故を惹き起した加害運転者が連帯で負うべきものである。車両の所有者とは、車両検査証に車両所有者と登録されているものである。売買等による実質上の所有者が存在しても、そのことによつて損害賠償の責任を免れることは出来ない。

自動車販売会社等において、割賦販売による自動車代金の支払未済の車両を販売会社の所有名義にしている場合が多いが、これは代金確保の方法であつて、代金確保の反面に生ずる車両所有者としての一切の危険負担の責に任ずるのは当然であつて、販売会社は売買いずれの側の計算によるかは別として、自賠責保険に加入するのもあらん、相当額の任意保険に加入するのが当然と考えられるのである。

個人間の車両売買が成立し、取引完了後も車両名義の書換えが未済の場合といえども、その車両によつて発生した交通事故の損害賠償責任は当然車両所有者名義人が負うべきものである。

ただし、自動車販売会社名義の場合も、個人主義の場合も、名義人が法律的な損害賠償責任者であることを明示したものであつて、法律的損害賠償責任を果すことによつて、法律的名義人が加害運転者、又は実質上の所有者その他の者に対し

て、損害補償の請求権が発生することは、個々の契約内容や取組め等によつてあり得ることは当然である。

#### 内閣参質六一第一号

昭和四十四年四月十八日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

参議院議員大和与一君提出交通事故の損害賠償責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

#### 〔第十七号参考〕

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと認決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月十日

内閣委員長 八田 一朗

参議院議員大和与一君提出交通事故の損害

賠償責任に関する質問に対する答弁書

自動車の運行による事故の損害賠償責任は、直接の加害運転者等のほかに、当該運行についての

支配権とそれによる利益とが帰属する者に負担させることが最も妥当であると考えられる。自動車損害賠償保障法が、自己のために自動車を運行の用に供する者にその運行による事故についての損害賠償の責任を負担させているのも、この趣旨である。

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員に対して、その職務執行に必要な研修を行なうため、本省の附屬機関として、通商産業研修所を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

#### 第十九号中正誤

ペレ 段行 誤 検討  
四八 四一四 答弁

四九 二三 意思を 意思と  
五〇 二五 態度でも 態度でも

四五 三から 事態

また、個人間の売買等の場合においても、所有名義のいかんをとわず、当該自動車の運行を支配し、それによる利益を受ける者が損害賠償責任を負担すべきものと考える。

昭和四十四年四月二十三日 参議院会議録第二十号

明治二十五年三月三十日  
第三回郵便物認可

一部四十円  
(配送料込)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号二〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京五八二四四二一(大代)

五五八